

# 鎌倉市商工業振興計画 (働くまち推進計画)

令和5年(2023年)4月

鎌倉市

|   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 計画の背景と目的   | p 1 |
| 2 | 本市商工業の概要   | p 2 |
|   | (1) 外部環境   | p 2 |
|   | ア 人口の推移  | p 2 |
|   | イ 就業者・通学者  | p 3 |
|   | ウ 交通アクセス   | p 3 |
|   | エ 観光客  | p 4 |
|   | オ SDGs (Sustainable Development Goals)               | p 5 |
|   | (2) 基礎データ  | p 6 |
|   | ア 事業所  | p 6 |
|   | イ 従業者  | p 8 |
|   | ウ 法人市民税  | p11 |
|   | (3) 現状と課題  | p12 |
|   | ア 中小企業等(小規模企業を含む)                                    | p12 |
|   | イ 製造業等   | p13 |
|   | ウ 新産業の集積   | p15 |
|   | エ 商店街  | p15 |
|   | オ 伝統的工芸品   | p17 |
| 3 | 計画の基本的な考え方(第3次鎌倉市総合計画上の位置付け)                         | p19 |
|   | (1) 計画の位置付け  | p19 |
|   | (2) 計画の骨子  | p20 |
|   | ア 働く場の確保   | p20 |
|   | イ 働く環境の整備  | p22 |
|   | ウ ウィズコロナ、アフターコロナへの対応                                 | p24 |
|   | (3) 計画期間   | p25 |
|   | (4) 推進体制   | p25 |
| 4 | 施策及び個別事業   | p26 |
|   | (1) 創業支援   | p26 |
|   | (2) 中小企業等への経営支援                                      | p27 |
|   | (3) 企業立地支援   | p28 |
|   | (4) 商店街の活性化  | p29 |
|   | (5) 就労支援   | p30 |
|   | (6) 労働環境の整備  | p30 |
|   | (7) ものづくりの伝承   | p31 |
|   | (8) ウィズコロナ、アフターコロナへの対応                               | p32 |
| 5 | 主要KPI(Key Performance Indicator・重要業績評価指標)一覧(当初値⇒目標値) | p35 |
|   | (1) 鎌倉市民意識調査における希望する職場で就労できていると感じる市民の割合              | p35 |
|   | (2) 鎌倉市民意識調査における仕事と生活のバランスがとれていると感じている市民の割合          | p35 |
|   | (3) 鎌倉市民意識調査における鎌倉市に住み続けたいと思う人の割合                    | p35 |

|      |  |     |
|------|--|-----|
| (4)  | 創業支援等事業計画に基づく創業件数の年間合計.....  | p35 |
| (5)  | 経営発達支援計画における売上高増加事業者数の合計.....  | p35 |
| (6)  | 鎌倉市企業立地等促進条例に基づく軽減措置件数の実績合計.....   | p35 |
| (7)  | 商店街団体加盟店舗数.....  | p35 |
| (8)  | 鎌倉市観光基本計画における年間観光消費額.....  | p35 |
| (9)  | 就労件数の年間合計.....   | p35 |
| (10) | 労働環境調査における市内居住勤労者（正社員、パートタイマー・アルバイト、派遣社員、その他）の割合（市内居住者/労働環境調査に回答した勤労者の総数）.....         | p35 |
| (11) | テレワークスペース設置件数の実績合計.....  | p35 |
| (12) | 伝統鎌倉彫の年間出荷額.....   | p35 |
| 6    | 付属資料.....  | P36 |
| (1)  | 鎌倉市企業誘致の奨励措置に関する条例（昭和29年（1954年）2月～昭和36年（1961年）10月）による誘致企業の現状（令和4年（2022年）2月 商工課調べ）..... | P36 |
| (2)  | 企業誘致リーフレット「企業立地のご案内」.....  | P37 |
| (3)  | 商店会（商店街団体）アンケート（令和3年度（2021年度）実施）.....  | P45 |
| (4)  | 鎌倉市テレワークに関するアンケート（令和3年度（2021年度）実施・抜粋）.....   | P51 |
| 7    | 策定関連資料.....  | P55 |
| (1)  | 鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例・施行規則.....  | P55 |
| (2)  | 策定経過一覧表.....   | P57 |
| (3)  | 諮問・答申.....   | P59 |



## 1 計画の背景と目的

多くの貴重な歴史的文化的遺産や、明るく広がる海、緑豊かな丘陵などの自然景観を有する鎌倉は、住む人や訪れる人を魅了する観光都市として、人々の人気を博しています。

また、鎌倉は東京から50キロメートル圏内の首都圏に位置する住宅都市（ベッドタウン）であり、ここに住む就業者・通学者の多くが都内へ通勤・通学しています。

その一方で、川崎・横浜を中心とした京浜工業地帯に隣接し、都心へのアクセスがしやすい特性から、昭和の半ばに様々な企業が集積しました。

近年は、情報通信業や医療、福祉など新規成長産業の立地も増えてきており、同規模の都市と比較すると、意外に昼夜間人口比率が高い性格も併せ持っています。

このような鎌倉に住む方の声を聴くと、できるだけ都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を享受しながら地元で働くことを希望される方が増えてきています。

例えば、平成27年（2015年）に行った転入者調査・転出者調査では、転出の理由として通勤・通学の負担が大きな理由の一つに挙げられているものの、その一方、転入の理由として、本市の持つ自然環境や歴史的景観を求めて鎌倉に移り住む方々も一定数存在していることがわかります。

なお、こうした傾向は、鎌倉だけでなく湘南エリアに共通しており、これまでも新聞・雑誌等に取り上げられているように、自然環境に恵まれた地域に多くの勤労者が移住している流れがあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の局面では、市内の中小企業等（「小規模企業」を含む。）や商店街がこれまでの営業を継続できず、売上の減少と雇用打ち切りの悪循環に陥っている状況が起きました。また、感染拡大防止のため、県境を越えた移動が制限される事態も生じました。今後、アフターコロナにおいては、中小企業等や商店街がコロナ以前のように元気を取り戻し、市内において雇用が維持され、勤労者が安心して働くことができるよう、「働く場」の確保と「働く環境」の整備の両方の視点に着目した職住近接のまちづくりの重要性が高まっています。そして、こうした視点はSDGs未来都市を標榜している本市において、勤労者の豊かなライフスタイルの実現につながるものです。

このような状況を勘案し、本計画では、鎌倉に住んでいる方々及び鎌倉で働いている方々が、自己のワーク・ライフ・バランスを整え、通勤に要しない空き時間を、出産や子育て等様々な負担の軽減や家族との時間、趣味、地域活動への参加など日常生活の充実のために費やすといったライフスタイルへの転換を促すとともに、地域の中小企業等や商店街との連携を図る中で、観光都市、住宅都市には分類されない職住近接による「働くまち」を目指していきます。

転入者調査：転居先として鎌倉市を選んだ決め手（上位5位）

|    | 山並みの緑などの自然環境 | 海のある自然環境 | 住宅の条件<br>(広さ、日当たり、静けさ) | 通勤・通学時間 | 歴史的景観 |
|----|--------------|----------|------------------------|---------|-------|
| 件数 | 54           | 45       | 45                     | 44      | 32    |
| 割合 | 24.5%        | 20.5%    | 20.5%                  | 20.0%   | 14.5% |

転出者調査：転居先を選んだ理由（上位5位）

|    | 通勤・通学時間 | 家賃・住宅価格 | 住宅の条件<br>(広さ、日当たり、静けさ) | 最寄り駅へのアクセス | 配偶者が住んでいた、または、親族・知人が近くに住んでいる |
|----|---------|---------|------------------------|------------|------------------------------|
| 件数 | 57      | 43      | 36                     | 31         | 28                           |
| 割合 | 39.3%   | 29.7%   | 24.8%                  | 21.4%      | 19.3%                        |

（出典）平成27年（2015年）転入者調査・転出者調査から抜粋

## 2 本市商工業の概要

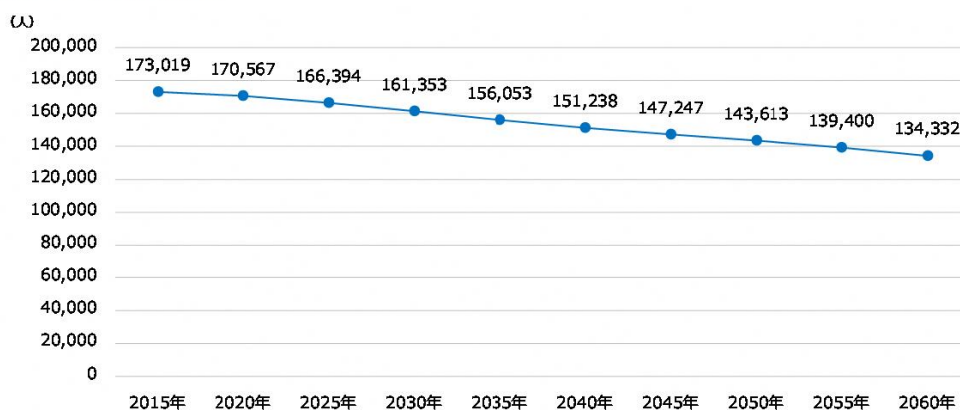
### (1) 外部環境

#### ア 人口の推移

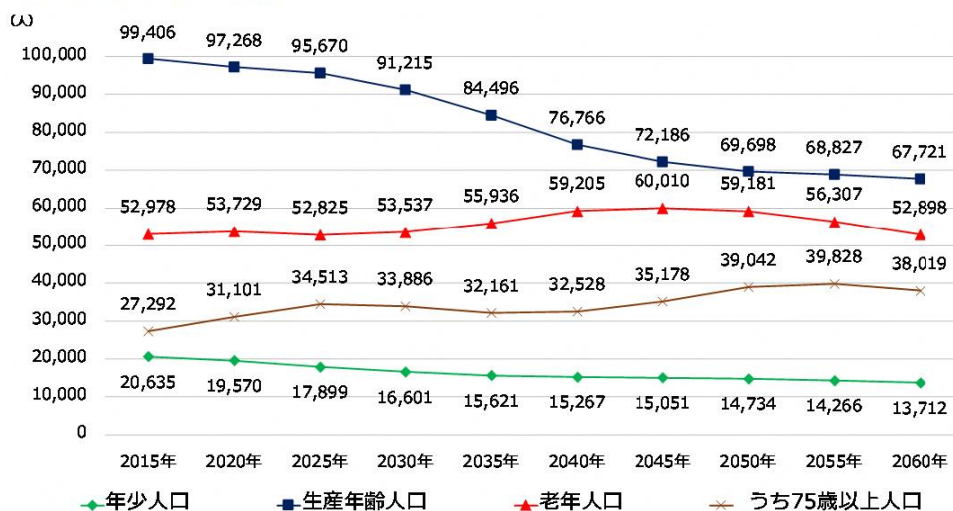
本市の人口は、令和4年（2022年）10月1日現在で172,428人と平成17年（2005年）以降、17万人台を維持していますが、人口動向を見ると、令和3年（2021年）1月から12月までの累計では、自然減1,160人、社会増1,158人となっており、人口の自然減（死亡者数－出生者数）と社会増（転入者数－転出者数）はきつ抗状態にあり、ここ数年、総人口は横ばいの傾向が続いています。しかしながら、今後、総人口は減少し、令和7年（2025年）には166,394人になり、令和42年（2060年）には134,332人にまで減少することが推計されています。

中でも、生産年齢人口の減少が際立っていることから、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯に対し、できるだけ都内へ通勤する負担を減らし、地元で働く環境を整え、将来の鎌倉を支える若年層の流出に歯止めをかける必要があります。

図表 1 総人口の推計



図表 2 年齢区分別人口の推計



(出典) 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画

## イ 就業者・通学者

「1 計画の背景と目的」でも記載したとおり、鎌倉は東京から 50km 圏内の首都圏に位置し、アクセスが良好であることから、市内在住の就業者・通学者の半数以上が市外へ通勤・通学し、そのうち都内への通勤・通学が 19%を占めるベッドタウンとしての機能を持っています。

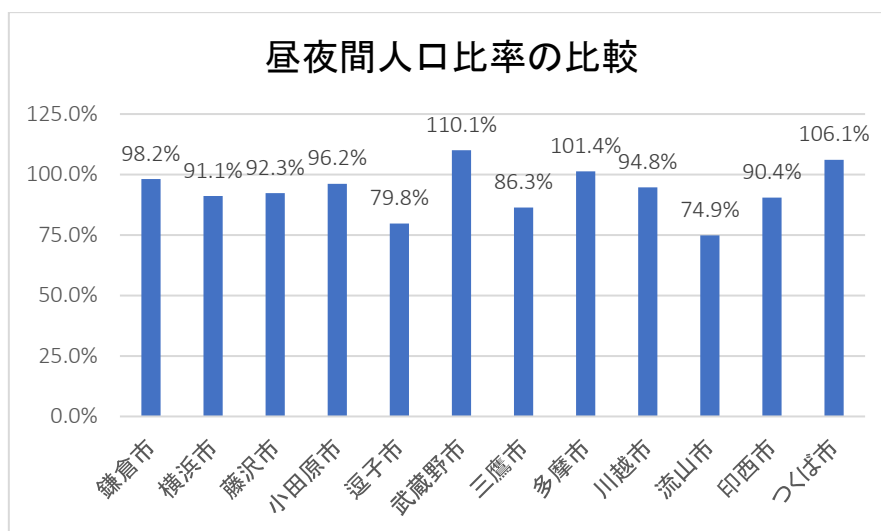
その一方で、令和 2 年（2020 年）における本市の昼夜間人口比率（夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の指数）は 98.2%となり、ベッドタウンでありながらも高い比率を示しています。これは、市内への通勤・通学率が徐々に増えてきたこと、市外在住者に対し、雇用・教育の場が提供されていることによるものと推察されます。

市内における雇用の場が増えることで本市が目指す「働くまち」に近づくことから、昼夜間人口比率を更に高めていくことを課題として捉えています。

### 市民の通勤・通学の状況

| 年次              | 都内への通勤・通学率 | 市内への通勤・通学率 | 昼夜間人口比率 |
|-----------------|------------|------------|---------|
| 平成 22 年（2010 年） | 24.0%      | 35.9%      | 97.8%   |
| 平成 27 年（2015 年） | 23.6%      | 36.7%      | 97.0%   |
| 令和 2 年（2020 年）  | 19.0%      | 44.0%      | 98.2%   |

（総務省統計局：国勢調査数値に基づき商工課作成（令和 2 年（2020 年）数値は不詳補完値による））



（総務省統計局：令和 2 年（2020 年）国勢調査数値に基づき商工課作成（不詳補完値による））

\*比較対象は、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略における昼夜間人口比率の比較対象とした、本市と共通性、若しくは関連性のある都市とした。

## ウ 交通アクセス

本市は、神奈川県南東部に位置し、都内との交通が至便な地域にあります。

鉄道網では、JR東日本の路線（東海道本線・横須賀線・京浜東北線）が複数通っており、鎌倉駅から東京駅まで約 50km（電車で約 50 分）、横浜駅まで約 20km（電車で約 25 分）と、都内等へのアクセスが良好です。さらに、令和 14 年（2032 年）頃には、東海道本線の大船・藤沢駅間に（仮称）村岡新

駅の開設が予定されており、鉄道利用の利便性の向上が期待できます。そのほか、江ノ島電鉄及び湘南モノレールが市域内の移動を支えています。

また、道路網では、平成27年(2015年)3月にさがみ縦貫道路(圏央道)が全面開通し、関越自動車道・中央自動車道・東名高速道路と結ばれたことで、自動車でのアクセスが飛躍的に向上しています。さらに、横浜湘南道路・高速横浜環状南線が計画されており、更なる道路網の充実が図られます。

その一方で、市域内の道路事情では交通容量を抱え切れず、幾つかの地点で慢性的な交通渋滞が発生しており、車による移動時間の短縮が課題になっています。



## 工 観光客

神奈川県観光客入込調査によれば、令和元年(2019年)の観光客数が約1,900万人のところ令和3年(2021年)には約657万人となり、コロナ禍(外出自粛・入国禁止)の影響を受け、令和2年(2020年)から引き続き減少傾向にあります。

また、これらの観光客がもたらす観光消費額は、令和元年(2019年)の約711億円が令和3年(2021年)には約239億円にまで落ち込んでいます。

そして、こうした状況は、飲食店や小売店が多くを占める市内の商店街の売上に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、直近2年間を除くそれ以前の10年間の観光客数は、年間2,000万人前後で推移し、多くの観光客が本市に訪れていたことから、賑わいの復活が待たれるところです。直近の「ブランド総合研究所」による「観光で行きたい市区町村ランキング2020」では、本市が全国で第6位になっており、アフターコロナにおける観光のポテンシャルは、引き続き、高いことがうかがえます。

観光関連産業は本市の基幹産業であり、アフターコロナにおいて早急に復活できるよう、それまでの間、経済的支援を継続していく必要があります。

### 年間観光客数及び消費額

| 年次               | 入込観光客数(人)  | 観光消費額(円)       |
|------------------|------------|----------------|
| 平成 29 年 (2017 年) | 20,423,829 | 68,543,051,836 |
| 平成 30 年 (2018 年) | 19,870,715 | 67,910,815,176 |
| 令和元年 (2019 年)    | 19,021,795 | 71,095,310,784 |
| 令和 2 年 (2020 年)  | 7,379,602  | 21,357,143,818 |
| 令和 3 年 (2021 年)  | 6,565,268  | 23,883,470,456 |

(鎌倉市の観光事情 (令和 4 年度版) に基づき商工課作成)

### オ SDGs (Sustainable Development Goals)




SDGsとは、平成 27 年 (2015 年) に国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことで、令和 12 年 (2030 年) を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とそれを実現するための 169 のターゲットのことで、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められています。

本市は、平成 30 年 (2018 年) 6 月に、国から「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs の目標達成に向けて、経済・社会・環境を統合した新たな価値を創出する取組を、多様なステークホルダーとの連携により進めています。

本計画では、SDGs の目標である「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」などを目指すとともに、鎌倉市 SDGs 未来都市計画の経済部門に掲げられた「豊かなライフスタイルが実現するまち」を目指します。

### 2030 年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

#### (経済)

| ゴール、<br>ターゲット番号   | KPI                             |                   |
|---|---------------------------------|-------------------|
|  <b>5,b</b><br>ジェンダー平等を実現しよう   | 指標: 市内で希望する職場で就労できていると感じる市民の割合  |                   |
|   | 現在 (2019 年度):<br>47.2%          | 2025 年度:<br>51.0% |
|  <b>8,9</b><br>働きがいも経済成長も      | 指標: 仕事と生活のバランスがとれていると感じている市民の割合 |                   |
|   | 現在 (2019 年度):<br>52.5%          | 2025 年度:<br>56.0% |
|  <b>9,5</b><br>産業と技術革新の基盤をつくろう | 指標: 鎌倉市に住み続けたいと思う人の割合           |                   |
|   | 現在 (2019 年度):<br>86.9%          | 2030 年度:<br>90.0% |

(出典) 鎌倉市 SDGs 未来都市計画 (2021~2023)



## (2) 基礎データ

### ア 事業所

事業所数は、7,000 所から 7,500 所程度を推移しています。

令和3年経済センサス活動調査（速報）における業種割合では、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」が全体の約40%を占めており、神奈川県と比較した場合でも高い割合となっている一方、「建設業」、「製造業」については、低い割合となっています。

市内事業所数の推移（調査別）

（単位：所）

事業所・企業統計調査

| 平成3年（1991年） | 平成8年（1996年） | 平成13年（2001年） | 平成18年（2006年） |
|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 7,478       | 7,597       | 7,287        | 6,867        |

経済センサス - 活動調査

| 平成24年（2012年） | 平成28年（2016年） | 令和3年（2021年） |
|--------------|--------------|-------------|
| 7,228        | 7,226        | 7,050*      |

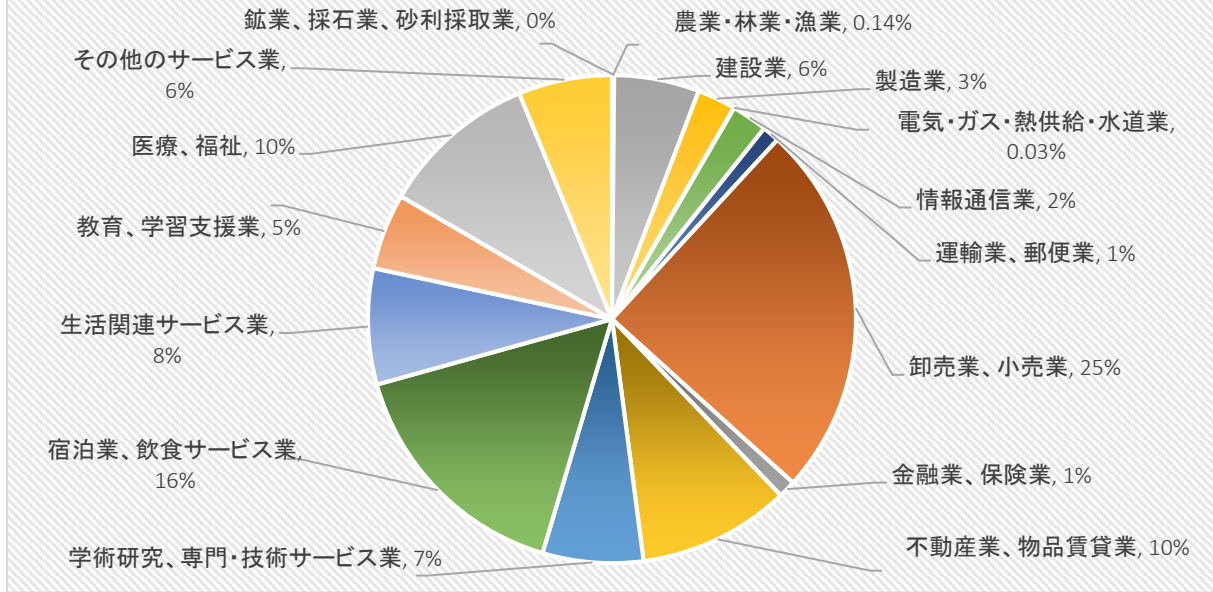
\*令和3年（2021年）は、速報における「民営」事業所数、平成21年（2009年）に事業所・企業統計調査は、経済センサスに統合

参考：経済センサス－基礎調査における市内事業所数の推移（単位：所）

| 平成21年（2009年） | 平成26年（2014年） | 令和元年（2019年） |
|--------------|--------------|-------------|
| 7,887        | 7,558        | 9,393       |

\*令和元年経済センサス－基礎調査（甲調査）は、調査時点が1時点ではなく、令和元年（2019年）6月1日から令和2年（2020年）3月31日までの期間に、順次、全国を調査したものです。また、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加した上で調査を実施しています。このことから、過去の経済センサスとは調査方法が異なり、単純な時系列比較はできないことから、参考値としています。

## 市内事業所の業種割合（令和3年経済センサス-活動調査（速報））



### 業種割合の比較

（単位：所・％）

| 業種              | 鎌倉市   |       | 神奈川県    |       |
|-----------------|-------|-------|---------|-------|
|                 | 事業所数  | 割合    | 事業所数    | 割合    |
| 農業・林業・漁業        | 10    | 0.14  | 746     | 0.27  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | -     | -     | 23      | 0.01  |
| 建設業             | 398   | 5.65  | 28,937  | 10.31 |
| 製造業             | 179   | 2.54  | 17,121  | 6.10  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 2     | 0.03  | 252     | 0.09  |
| 情報通信業           | 167   | 2.37  | 4,877   | 1.74  |
| 運輸業、郵便業         | 80    | 1.13  | 7,636   | 2.72  |
| 卸売業、小売業         | 1,751 | 24.84 | 59,517  | 21.20 |
| 金融業、保険業         | 81    | 1.15  | 3,745   | 1.33  |
| 不動産業、物品賃貸業      | 711   | 10.09 | 28,527  | 10.16 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 470   | 6.67  | 15,342  | 5.47  |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 1,134 | 16.09 | 31,377  | 11.18 |
| 生活関連サービス業       | 541   | 7.67  | 22,508  | 8.02  |
| 教育、学習支援業        | 355   | 5.04  | 10,969  | 3.91  |
| 医療、福祉           | 734   | 10.41 | 31,094  | 11.08 |
| その他のサービス業       | 437   | 6.20  | 18,016  | 6.42  |
| 総数              | 7,050 | 100   | 280,687 | 100   |

（経済産業省：令和3年経済センサス-活動調査（速報）に基づき商工課作成）

## イ 従業者

従業者の総数は、65,000人から70,000人程度を推移しています。

令和3年経済センサス活動調査（速報）における事業所の割合では「医療、福祉」が10.41%、「製造業」が2.54%でしたが、従業者の割合では、それぞれ18.26%、10.67%と増えており、雇用の場として機能していることがわかります。

また、国勢調査の実施年ごとに把握している本市の失業率は、国、神奈川県よりも低く、徐々に改善傾向にあります。

### 市内従業者数の推移（調査別）

（単位：人）

#### 事業所・企業統計調査

| 平成3年（1991年） | 平成8年（1996年） | 平成13年（2001年） | 平成18年（2006年） |
|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 66,738      | 70,202      | 69,544       | 66,117       |

#### 経済センサス - 活動調査

| 平成24年（2012年） | 平成28年（2016年） | 令和3年（2021年） |
|--------------|--------------|-------------|
| 66,493       | 68,800       | 66,970*     |

\*令和3年（2021年）は、速報における「民営」事業所数における従業員数。平成21年（2009年）に事業所・企業統計調査は経済センサスに統合

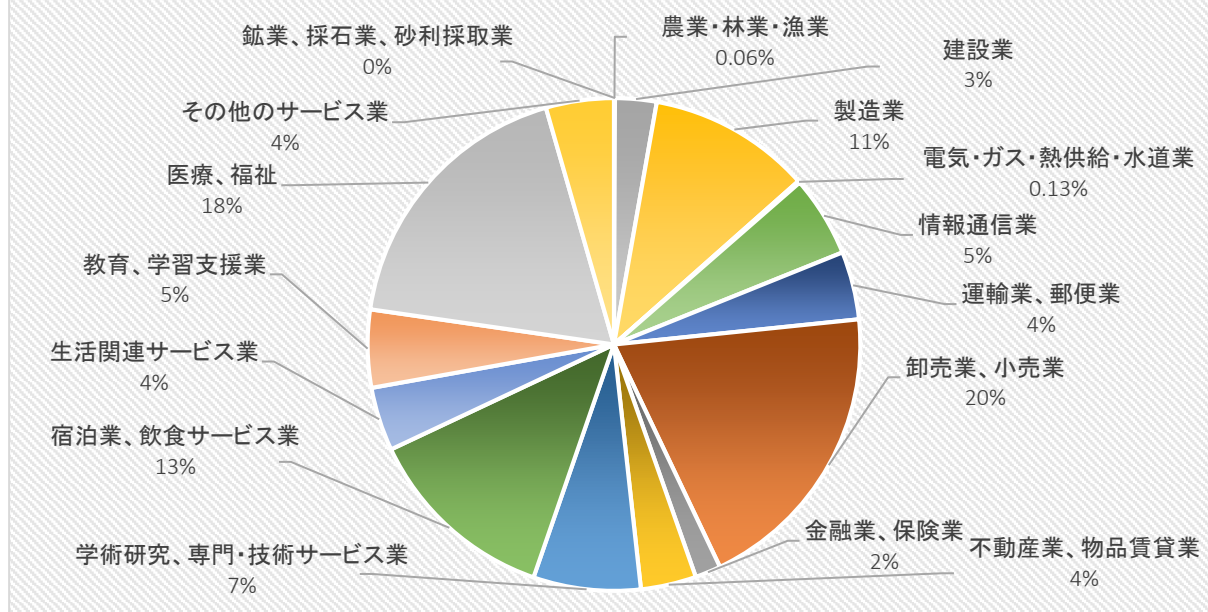
#### 参考：経済センサス－基礎調査における市内従業者数の推移

（単位：人）

| 平成21年（2009年） | 平成26年（2014年） | 令和元年（2019年） |
|--------------|--------------|-------------|
| 75,249       | 72,981       | —*          |

\*令和元年経済センサス－基礎調査において、従業者数は新規把握事業所のみ調査対象としており、総数が不明であることから、参考値としています。

## 市内従業者の業種割合（令和3年経済センサス-活動調査（速報））



### 業種別従業者の比較

（単位：人・％）

| 業種              | 鎌倉市    |       | 神奈川県      |       |
|-----------------|--------|-------|-----------|-------|
|                 | 従業者数   | 割合    | 従業者数      | 割合    |
| 農業・林業・漁業        | 43     | 0.06  | 6,609     | 0.19  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | -      | -     | 235       | 0.01  |
| 建設業             | 1,825  | 2.73  | 208,190   | 5.98  |
| 製造業             | 7,147  | 10.67 | 443,877   | 12.75 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 84     | 0.13  | 5,775     | 0.17  |
| 情報通信業           | 3,561  | 5.32  | 124,706   | 3.58  |
| 運輸業、郵便業         | 2,990  | 4.46  | 224,810   | 6.46  |
| 卸売業、小売業         | 13,095 | 19.55 | 661,212   | 18.99 |
| 金融業、保険業         | 1,132  | 1.69  | 63,254    | 1.82  |
| 不動産業、物品賃貸業      | 2,437  | 3.64  | 113,949   | 3.27  |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 4,716  | 7.04  | 173,919   | 5.00  |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 8,510  | 12.71 | 296,074   | 8.51  |
| 生活関連サービス業       | 2,800  | 4.18  | 132,890   | 3.82  |
| 教育、学習支援業        | 3,417  | 5.10  | 137,002   | 3.94  |
| 医療、福祉           | 12,229 | 18.26 | 562,171   | 16.15 |
| その他のサービス業       | 2,984  | 4.46  | 326,489   | 9.38  |
| 総数              | 66,970 | 100   | 3,481,162 | 100   |

（経済産業省：令和3年経済センサス-活動調査（速報）に基づき商工課作成）

失業者の推移

(単位：人)

|  |      | 平成22年(2010年) | 平成27年(2015年) | 令和2年(2020年) |
|--|------|--------------|--------------|-------------|
| 労働力人口(15歳以上)                                       | 鎌倉市  | 76,630       | 77,366       | 78,387      |
|  | 神奈川県 | 4,400,199    | 4,289,876    | 4,311,871   |
|  | 全国   | 63,699,101   | 61,523,327   | 59,949,767  |
| 就業者数   | 鎌倉市  | 72,820       | 74,671       | 75,824      |
|  | 神奈川県 | 4,146,942    | 4,121,817    | 4,153,054   |
|  | 全国   | 59,611,311   | 58,919,036   | 57,643,225  |
| 完全失業者数   | 鎌倉市  | 3,810        | 2,695        | 2,563       |
|  | 神奈川県 | 253,257      | 168,059      | 158,817     |
|  | 全国   | 4,087,790    | 2,604,291    | 2,306,542   |
| 失業率<br>※ $\frac{\text{完全失業者}}{\text{(就業者+完全失業者)}}$ | 鎌倉市  | 5.0%         | 3.5%         | 3.4%        |
|  | 神奈川県 | 5.8%         | 3.9%         | 3.7%        |
|  | 全国   | 6.4%         | 4.2%         | 3.8%        |

(総務省統計局：国勢調査数値に基づき商工課作成)

## ウ 法人市民税

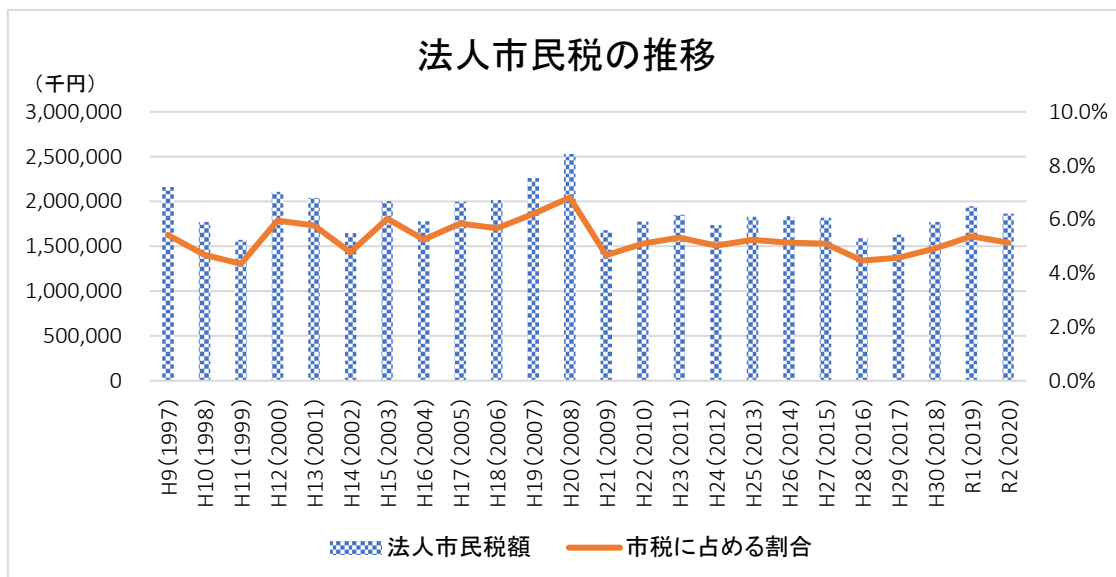
法人市民税については、平成20年（2008年）9月のリーマン・ショック以前は、20億円を超える年度もありましたが、それ以降は20億円を下回っています。令和2年度（2020年度）における法人市民税の決算額1,863,678千円をもとに計算すると、令和3年経済センサス活動調査（速報値）に基づく1法人が納付する年間の法人市民税は約392,600円、市税全体に占める割合は5.13%となっており、県内他市との比較では中位にあります。

法人市民税額及び市税に占める割合

（単位：千円）

| 年次       | 平成9年<br>(1997)  | 平成10年<br>(1998) | 平成11年<br>(1999) | 平成12年<br>(2000) | 平成13年<br>(2001) | 平成14年<br>(2002) | 平成15年<br>(2003) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 法人市民税額   | 2,160,518       | 1,771,320       | 1,573,333       | 2,109,750       | 2,040,696       | 1,648,431       | 2,003,742       |
| 市税に占める割合 | 5.4%            | 4.7%            | 4.3%            | 6.0%            | 5.8%            | 4.8%            | 6.0%            |
| 年次       | 平成16年<br>(2004) | 平成17年<br>(2005) | 平成18年<br>(2006) | 平成19年<br>(2007) | 平成20年<br>(2008) | 平成21年<br>(2009) | 平成22年<br>(2010) |
| 法人市民税額   | 1,780,835       | 1,998,920       | 2,015,885       | 2,262,686       | 2,528,372       | 1,679,549       | 1,776,295       |
| 市税に占める割合 | 5.3%            | 5.8%            | 5.7%            | 6.2%            | 6.8%            | 4.7%            | 5.1%            |
| 年次       | 平成23年<br>(2011) | 平成24年<br>(2012) | 平成25年<br>(2013) | 平成26年<br>(2014) | 平成27年<br>(2015) | 平成28年<br>(2016) | 平成29年<br>(2017) |
| 法人市民税額   | 1,851,820       | 1,737,324       | 1,829,045       | 1,835,866       | 1,820,510       | 1,589,028       | 1,628,651       |
| 市税に占める割合 | 5.3%            | 5.0%            | 5.2%            | 5.1%            | 5.1%            | 4.5%            | 4.6%            |
| 年次       | 平成30年<br>(2018) | 令和元年<br>(2019)  | 令和2年<br>(2020)  |                 |                 |                 |                 |
| 法人市民税額   | 1,771,568       | 1,949,072       | 1,863,678       |                 |                 |                 |                 |
| 市税に占める割合 | 4.9%            | 5.4%            | 5.1%            |                 |                 |                 |                 |

（各年度決算額に基づき商工課作成）



### (3) 現状と課題

#### ア 中小企業等（小規模企業を含む）

本市では、市内事業者の94.7%が、従業者数30人に満たない中小企業等（平成28年経済センサス活動調査、小規模企業者に限定すれば86.5%）であり、商工業振興には、中小企業等の活性化が欠かせませんが、中小企業等の業況は、リーマン・ショックにより大きく落ち込んだ後、平成23年（2011年）の東日本大震災や平成26年（2014年4月）の消費税率引上げの影響による落ち込みはあるものの、緩やかな回復基調で推移してきました。しかしながら、令和2年（2020年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、景気は再びリーマン・ショックを超える規模で落ち込むことになりました。

鎌倉商工会議所が4半期ごとに実施している第73回中小企業等景況調査（令和4年4～6月）では、全業種の業況判断DIは+29.8%（3か月前と比べ16.1ポイント増）と大幅な増加傾向が見られますが、3か月先はマイナス8.8%と、再び、低下の見通しとなっています。これらのことから、市内の景況は、業種によっては改善し、増加傾向にあるものの、その一方で低下傾向にある業種もあり、先行きについては、どの業種も需要の停滞や経費の増加により、不安を抱えている状況にあります。

こうした状況の中、宿泊業、飲食業を含む中小企業等の多くは、業績の落ち込みや資金繰りの悪化に陥り、国・県による給付金や助成金等の交付やセーフティネット保証等による融資の優遇措置などにより経営を下支えしてきましたが、中小企業等が本格的にコロナからの脱却を図るためには、ウィズコロナにおける経験を生かして事業の再構築により経営を見直し、売上増加を図るための試みが必要です。

例えば、2022年版の中小企業白書では、今後、市内の中小企業が回復し、発展していくためには、自社のブランド力を高めること、人的資本に投資すること、海外への販路開拓を図ることや、脱炭素化、デジタル化などの取組が求められると述べていることから、本市としても、このような方向を目指し、営業努力を続ける中小企業等を支援していく必要があります。

#### 中小企業基本法における中小企業者及び小規模企業者の定義

| 中小企業者      |   | 小規模企業者     |          |
|------------|---|------------|----------|
| 業種分類       | 定義  | 業種分類       | 定義       |
| 製造業<br>その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人  | 製造業<br>その他 | 従業員20人以下 |
| 卸売業        | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人  | 卸売業        | 従業員5人以下  |
| 小売業        | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人  | 小売業        |          |
| サービス業      | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | サービス業      |          |

\*上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

\*商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業等信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業者としています。

## イ 製造業等

本市の製造業は、明治時代に菓子製造業の豊島屋、駅弁製造業の大船軒及び鎌倉ハム富岡商会在が相次いで創業し、その後、昭和11年（1936年）に松竹大船撮影所が開所し、さらには三菱電機をはじめとする工場が立地するなど、大船地域、深沢地域を中心に発展してきました。

戦後間もなく国鉄大船工場が操業を開始した後、本市は鎌倉市企業誘致の奨励措置に関する条例（昭和28年制定、昭和36年廃止）を制定し、大船・深沢方面へ積極的に企業誘致を図り、化学工業、電気機械機器をはじめとする大企業、それに関連する中小企業等が数多く立地しましたが、本市が良好な住宅地として広く認知されるにつれ、現在は、産業用地から住宅用地への土地利用転換が進んでいます。そうしたことから、製造業を営む事業所数は、経済産業省の工業統計調査（従業者4人以上の事業所数）によれば、昭和47年（1972年）の246所をピークに、その後、令和2年（2020年）には66所に激減しています。

また、昭和30年代から40年代には、日本初の民間シンクタンクである野村総合研究所や武田薬品（湘南工場）、中外製薬（旧日本ロシユ）などの創業・研究機関が立地した時期もありました。

計画の策定に当たり、市内製造業事業所にヒアリングを行ったところ、近隣住民への気遣い、公的な手続の煩雑さ、厳しい労働環境であるという印象から人材が集まらないなどが操業の課題として挙げられています。さらに、会員相互の親睦と地域的協力体制の構築のために設立された大船工業倶楽部が平成31年（2019年）に解散するなど、市内に立地する他社との関係性が希薄であるとの意見も聞かれました。

そうした中、これまで本市に拠点を構えてきた環境に一定の配慮がある製造業は、地域に溶け込み、雇用の場として大きな役割を果たしてきたことから、既存企業の事業継続を支援するとともに大規模企業移転後の跡地等へ新たな企業の立地を促進するため、平成29年（2017年）に「鎌倉市企業立地等促進条例」を施行しました。さらに本条例は、令和4年（2022年）4月以降、深沢地域整備事業用地を特定地域に位置付け、地域の雇用を牽引する新たな企業の立地を図ります。

なお、既存の製造業の事業拡大や新たな製造業の立地に当たっては、令和4年（2022年）4月に施行した工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例を運用することで、引き続き、環境への配慮を求めています。

今後も、近隣住民と製造業との共存に配慮しつつ、製造業のイメージを良好に保ち、製造業が操業しやすい環境を確保する必要があります。



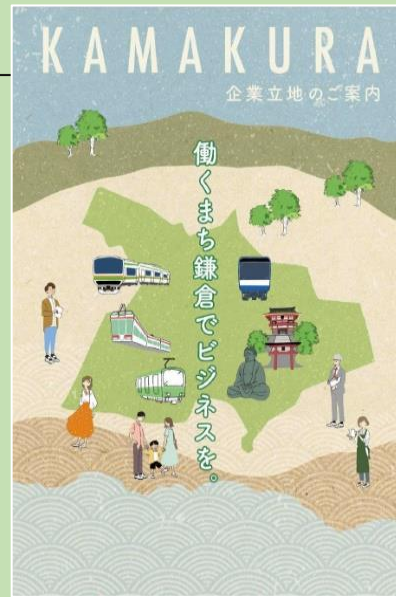
**Topic : 鎌倉市企業立地等促進条例**

令和 14 年(2032 年)3 月 31 日までを立地促進期間と定め、立地、設備投資、本社機能の移転及び事業所内保育施設の設置に係る市税の軽減措置を実施し、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することによって、産業の活性化や雇用機会の増大を図り、活力あるまちづくりを目指すことを目的とした条例です。

平成 29 年(2017 年)の条例の施行後、令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までに、5 社の立地、8 社の設備投資等の活用実績があります。

また、過去には、昭和 28 年(1953 年)に、「本市産業の興隆、市勢の伸展を図る」ことを目的とし、鎌倉市企業誘致の奨励措置に関する条例を制定しました。昭和 36 年(1961 年)に廃止するまで、この条例による市税の減免や奨励金の交付措置により、積極的に企業の誘致や既設工場の拡張の支援を行い、大船、深沢地区に大企業の工場が相次いで進出するなど、現在の都市構造を造るとともに、財政基盤を築く重要な役割を果たしました。

昭和 36 年(1961 年)の条例廃止までに 29 社が立地しましたが、その後 18 社は撤退し、現存しているのは 11 社です。撤退した 18 社の跡地の状況は、事業用地が 13、事業用地・住宅が 2、住宅が 2、その他が 1 となっています(令和 4 年(2022 年)2 月時点)。



**Topic : 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定による準則を定める条例**

工場立地が環境の保全を図りながら適正に行われ、経済の健全な発展と福祉の向上に寄与するものとなるよう、敷地面積に対する生産施設の面積や緑地面積、環境施設面積は工場立地法及び関連法規により規定されています。本条例は、緑地面積率及び環境施設面積率を定める国の準則に代わり、本市における各面積率を定める条例です。

| 区分      | 概要             | 緑地面積率     | 環境施設面積率   |
|---------|----------------|-----------|-----------|
| 第 1 種区域 | 住居・商業系地域等*     | 25%<br>以上 | 30%<br>以上 |
| 第 2 種区域 | 工業地域<br>工業専用地域 | 15%<br>以上 | 20%<br>以上 |

\*上記以外の地域は国の準則のとおり

※住居・商業系地域等

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域

## ウ 新産業の集積

本市では、これまで環境に一定の配慮のある製造業や新規成長産業（医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連など）の誘致を図ってきましたが、ここ数年、IT関連企業が市内に拠点を置くといった新しい流れも見られています。こうした「情報通信業」は、産業別特化係数※が高く大規模な産業用地を必要としないことから、本市のまちづくりに親和性が高いため、比較的多くの企業が集積しています。そのほか、情報通信業と同程度に産業別特化係数の高い「学術研究、専門技術サービス業」や「宿泊業、飲食業」への従業者の割合が高く、これらの本市の特性となっている産業を育成することで、多くの雇用を創出できる可能性があります。

### ※ 産業別特化係数

域内のある産業の産業者比率と全国と同産業の産業者比率を比較したものの、1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされる。

### 産業別特化係数（従業員）

| 業種区分            | 総数    |       |     | 男性    |       |     | 女性    |       |     |
|-----------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
|                 | 鎌倉市   | 神奈川県  | 全国  | 鎌倉市   | 神奈川県  | 全国  | 鎌倉市   | 神奈川県  | 全国  |
| 農業・林業・漁業        | 0.082 | 0.241 | 1.0 | 0.030 | 0.232 | 1.0 | 0.071 | 0.266 | 1.0 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | 0.000 | 0.197 | 1.0 | 0.000 | 0.197 | 1.0 | 0.000 | 0.194 | 1.0 |
| 建設業             | 0.416 | 0.913 | 1.0 | 0.388 | 0.905 | 1.0 | 0.545 | 0.954 | 1.0 |
| 製造業             | 0.692 | 0.826 | 1.0 | 0.789 | 0.887 | 1.0 | 0.468 | 0.682 | 1.0 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 0.357 | 0.472 | 1.0 | 0.399 | 0.480 | 1.0 | 0.120 | 0.436 | 1.0 |
| 情報通信業           | 1.582 | 1.066 | 1.0 | 1.758 | 1.164 | 1.0 | 1.188 | 0.831 | 1.0 |
| 運輸業、郵便業         | 0.780 | 1.128 | 1.0 | 0.748 | 1.110 | 1.0 | 0.921 | 1.197 | 1.0 |
| 卸売業、小売業         | 0.979 | 0.951 | 1.0 | 0.708 | 0.901 | 1.0 | 1.236 | 1.002 | 1.0 |
| 不動産業、物品賃貸業      | 1.306 | 1.175 | 1.0 | 1.089 | 1.152 | 1.0 | 1.598 | 1.207 | 1.0 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 1.968 | 1.396 | 1.0 | 2.140 | 1.567 | 1.0 | 1.683 | 1.098 | 1.0 |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 1.617 | 1.082 | 1.0 | 1.491 | 1.114 | 1.0 | 1.698 | 1.059 | 1.0 |
| 生活関連サービス業       | 1.096 | 1.001 | 1.0 | 1.058 | 1.012 | 1.0 | 1.129 | 0.993 | 1.0 |
| 教育、学習支援業        | 1.525 | 1.177 | 1.0 | 1.375 | 1.154 | 1.0 | 1.669 | 1.189 | 1.0 |
| 医療、福祉           | 1.288 | 1.139 | 1.0 | 1.427 | 1.147 | 1.0 | 1.254 | 1.135 | 1.0 |
| その他のサービス業       | 0.463 | 0.974 | 1.0 | 0.453 | 1.007 | 1.0 | 0.484 | 0.929 | 1.0 |

（経済産業省：令和3年経済センサス活動調査（速報）に基づき商工課作成）

## エ 商店街

JR鎌倉駅周辺や江ノ島電鉄沿線に位置する商店街は、メディアへ取り上げられる機会も多く、国内外の観光客により賑わっています。また、JR大船駅周辺の商店街は、生鮮三品（青果、鮮魚、精肉）が充実しているとともに、多くの飲食店が立ち並び、観光地とは異なる魅力により、地元住民の利用が多く見られます。

しかしながら、平成10年（1998年）当時、市内には33の商店街団体があり、2,500店舗が加入していましたが、商店街団体の解散等や大型店舗やチェーン店等の商店街団体への未加入の影響、後継者不足による空き店舗の増加などにより、令和4年（2022年）4月時点で28商店街団体、1,802店舗となっており、698店舗が減少しています。

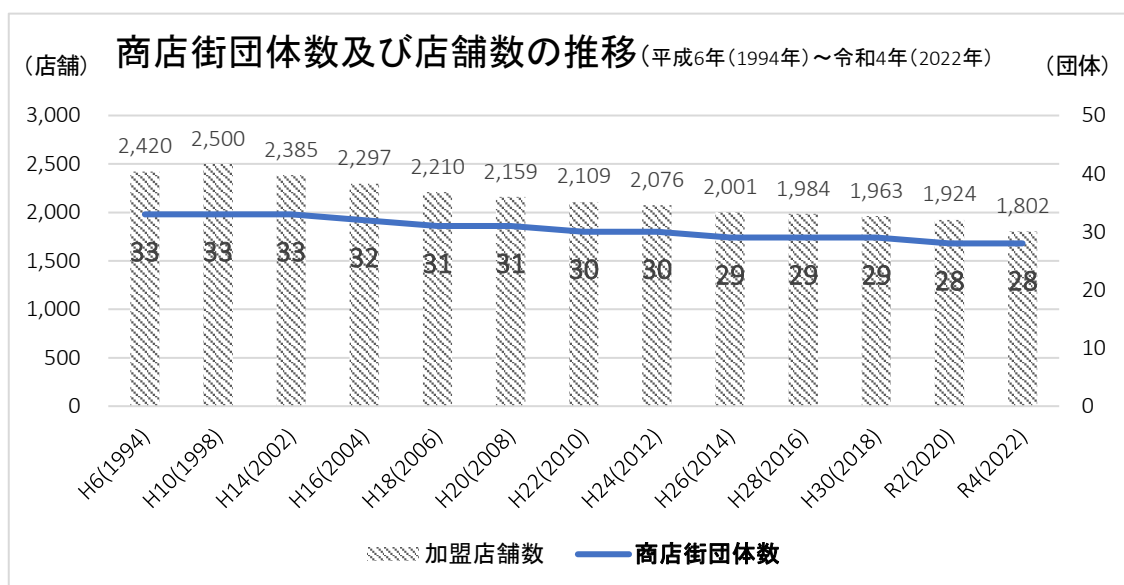
商店街は、市民や観光客のための商品やサービスに対する消費の窓口であり、コミュニケーションの接点として重要ですが、近年、市外資本の増加が一因とも考えられる商店街団体加盟店舗数の減少、後継者不足等による空き店舗の増加、商店街の維持・管理経費の増加、大規模小売店と商店街との住み分け、EC（電子商取引）モール<sup>※</sup>の台頭による個店の売上額の減少など多くの課題を抱えています。そして、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、デリバリーやEC（電子商取引）モールの利用がさらに進み、対面販売を基本とする商店街は、ますます厳しい経営環境下に置かれています。

令和3年度（2021年度）に実施した商店会（商店街団体）アンケートによれば、「今後、商店会（商店街団体）を存続させていくために最も必要なことは」の問いに対し、商店街自体の魅力アップ、商店会（商店街団体）への加入促進、個店同士の助け合い、後継者の確保がそれぞれ課題として挙げられており、「商業の振興や商店街の活性化のため、本市に期待すること」の問いに対しては、街路灯等の維持管理費の助成、商店街が開催するイベント等への助成を求める声が多く占めています。

商店街は、徐々に衰退に向かうことが懸念されており、これ以上、商店街団体加盟店舗数の減少を招かないよう、神奈川県商店街活性化条例の趣旨を踏まえ、関係団体と連携して商店街団体加入へのメリットを示した加入促進策の実施を図るとともに、各々の商店街が捉えている諸課題を解決し、以前の賑わいを取り戻すことができるよう、ウィズコロナにおける利便性を高めた商店街づくりや、観光客が利用する、地元住民が利用する及び高齢者が利用するなど、買い物客のニーズを踏まえ、地域の特性を活かした新たな魅力を創出していく必要があります。

※ EC（電子商取引）モール

多数の企業や商店のECサイトが集まったインターネット上の仮想的な商店街のこと。  
モール型ECサイト。



## Topic : 神奈川県商店街活性化条例（神奈川県 HP から一部参照）

本条例は、大型店やチェーン店をはじめ、商店街にあるすべての事業者が、事業を営む地域の商店会等の商店街組織（以下「商店会」という。）に加入し、また、その活動に積極的に参加し、協力することにより、商店街の活性化を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、平成 20 年（2008 年）に施行されました。

本条例には、商店会の責務についての規定は設けられていませんが、神奈川県では、商店街の魅力アップや商店会への事業者の加入促進など、商店街活性化に向けた取組は必要であり、事業者が商店会への加入依頼をする際には、商店街の活動方針や将来像を提示し、年度ごとの事業計画や収支計画、会費基準を明確に説明するとともに、加入メリットを十分説明し、商店会への加入について理解を得ることが重要であると説いています。本市では、本条例の趣旨を踏まえ、商店会と連携・協力を図りながら、商店街の活性化に努めます。

### 【参考】

#### 神奈川県商店街活性化条例

##### （目的）

第1条 この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (2) 商店会 事業者が商店街の活性化を図ることを目的として組織する団体をいう。

##### （県の責務）

第3条 県は、市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町村が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

##### （事業者の責務）

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。

##### 附 則

- 1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## オ 伝統的工芸品

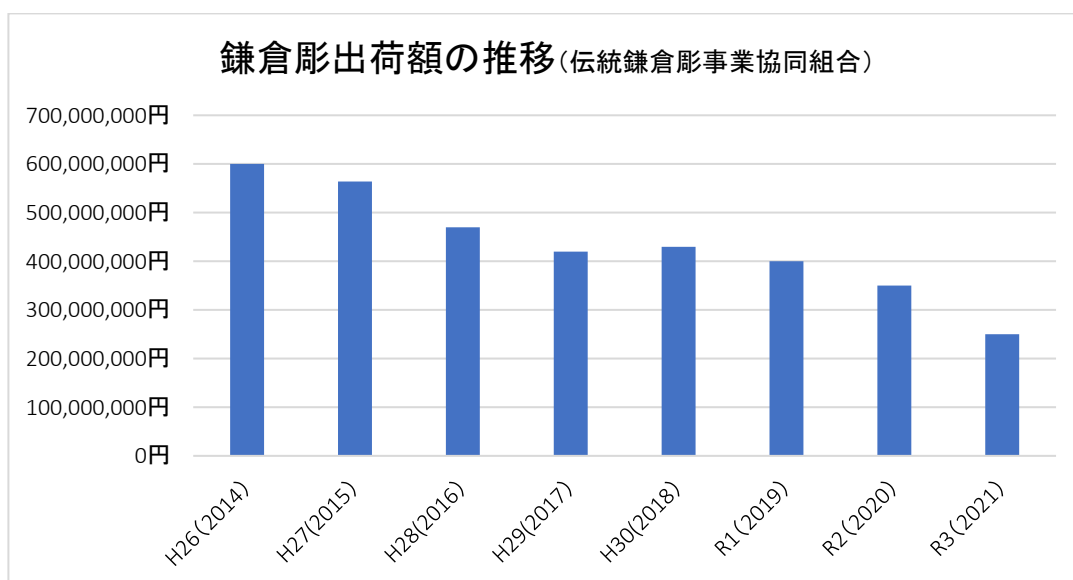
市内で唯一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品\*として指定を受けている鎌倉彫の高度な技術の伝承と地場産業としての振興を図ることは市の責務であると捉えていますが、年々出荷額が減少していることから、後継者を新たに雇用することができず、技術の伝承が懸念されています。

今後、新製品の開発や異分野との協業などにより鎌倉彫の魅力向上を図ることや、鎌倉彫の展示機会を増やし、特に、海外の旅行客をターゲットとしてインバウンド需要を取り入れるなど、新たな需要の喚起や販路の拡大を図り、出荷額の増加及び後継者の育成を図る必要があります。

※ 伝統的工芸品

- ・主として日常生活の用に供されるもの
  - ・その製造過程の主要部分が手工的であるもの
  - ・伝統的な技術又は技法により製造されるもの
  - ・伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの
  - ・一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているもの
- 上記5つの項目を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいいます（経済産業省 HP）。

神奈川県では、本市の鎌倉彫のほか、箱根寄木細工と小田原漆器が指定されています。



| 年次  | 平成 26 年度<br>(2014) | 平成 27 年度<br>(2015) | 平成 28 年度<br>(2016) | 平成 29 年度<br>(2017) | 平成 30 年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和 2 年度<br>(2020) | 令和 3 年度<br>(2021) |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 出荷額 | 600,000<br>千円      | 564,000<br>千円      | 470,000<br>千円      | 420,000<br>千円      | 430,000<br>千円      | 400,000<br>千円   | 350,000<br>千円     | 250,000<br>千円     |

\* 出荷額には、関連経費（体験教室等）を含む

### 3 計画の基本的な考え方（第3次鎌倉市総合計画上の位置付け）

#### (1) 計画の位置付け

鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）、以下「総合戦略」という。）は、鎌倉市人口ビジョン（平成27年（2015年）～令和42年（2060年））における将来展望を踏まえ、基本方針として次の2つのまちの姿を掲げました。

- 1 働くまち鎌倉
- 2 住みたい・住み続けたいまち鎌倉

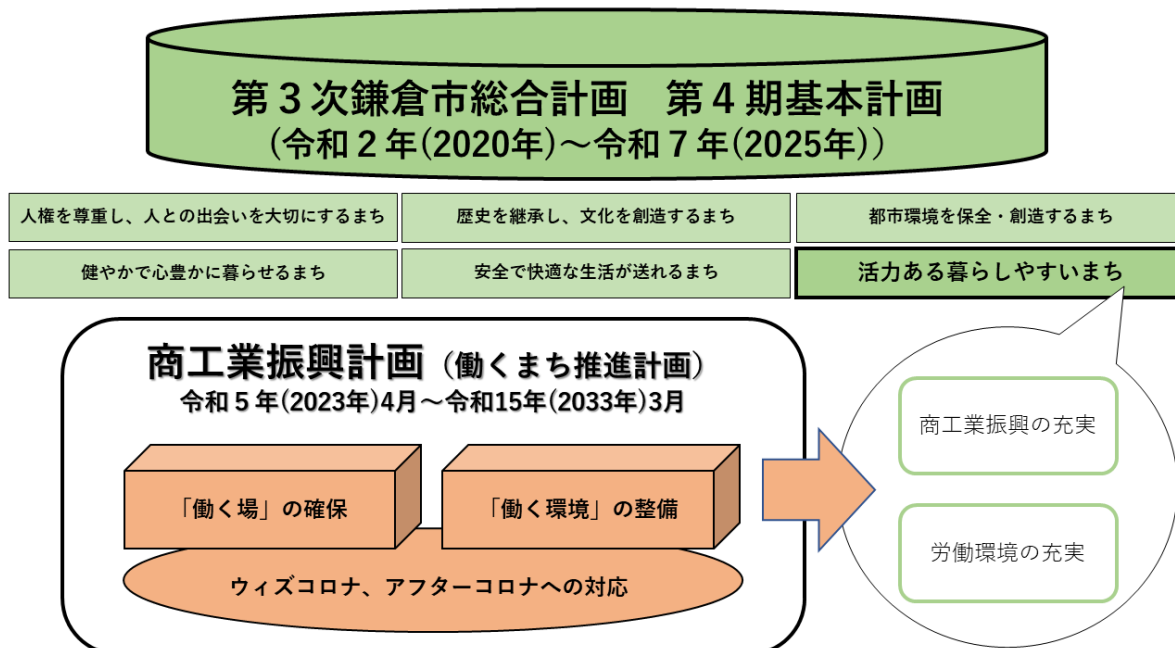
そして、この基本方針に定めた2つのまちをつくるため、次の4つの基本目標のもと、事業を進めてきました。

- ① 鎌倉市における安定した雇用を創出する。
- ② 鎌倉市の魅力に磨きをかけ、新しい人の流れをつくる。
- ③ 鎌倉市で結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 次世代に続く鎌倉を創出する。

その後、総合戦略は、基本目標の考え方を継続しつつ、社会環境の変化等に対応するために必要な取組等を追加し、現行の第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画（以下、「基本計画」という。）に包含され、「働くまち」に関連する施策の方針では、「商工業振興の充実」及び「労働環境の充実」が記載されています。

本計画は、基本計画の施策を前提に、商工業及び労働に関する分野別計画として位置付けるとともに、「働く場」の確保と「働く環境」の整備を2本の柱にした職住近接のまちづくりを進め、総合戦略の基本方針である「働くまち」を実現するための具体的な方策を示すものです。そのことを明確にするため、本計画の名称に副題を付し「鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）」とします。

あわせて、本計画は、新型コロナウイルス感染症からの回復や、「働くまち」の中期的な課題解決の道筋を示す時限的な計画とします。



## (2) 計画の骨子

「働くまち」をつくるため、次のアからウの3つの視点を持って、まちづくりを進めます。

### ア 「働く場」の確保

「働く場」の確保では、創業支援、中小企業等への経営支援、企業立地支援及び商店街の活性化の4つの施策を推進します。

#### 創業支援【4-（1）】

職住近接によるライフスタイルの具現化に向けて市内在住の起業家のすそ野を広げることを目指し、若年者等を中心に起業へ向かう心理的なハードルを下げ、必要な知識を習得し、市内先輩起業家との連携のもと、着実に起業が実現できるよう支援します。また、既存のビジネスコンペティションである「鎌倉市商工業元気アップ事業」をリニューアルし、「創業部門」の拡充を図り、起業へのチャレンジを促進します。さらに、平成27年（2015年）に産業競争力強化法に基づき策定した「創業支援等事業計画」をもとに、鎌倉商工会議所及び湘南信用金庫と連携して創業支援を進めます。

|                                     |     |   |                |     |
|-------------------------------------|-----|---|----------------|-----|
| <b>主要KPI：創業支援等事業計画に基づく創業件数の年間合計</b> |     |   |                |     |
| 令和3年度（2021年度）                       | 45件 | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 50件 |

#### 中小企業等への経営支援【4-（2）】

中小企業等の健全な発展及び振興を図り、安定的な事業経営、雇用の確保及び新規事業展開の実現を目指します。特に、コロナ禍の影響を受けた市内中小企業等については、アフターコロナに向けて事業の早期回復を目指し、経営基盤安定化に向けた支援を行います。また、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、小規模事業者の「稼ぐ力」の強化、新規創業支援及び事業承継計画の策定・実施を目標として、鎌倉商工会議所が行う「経営発達支援計画」を支援します。

|                                       |      |   |               |      |
|---------------------------------------|------|---|---------------|------|
| <b>主要KPI：経営発達支援計画における売上高増加事業者数の合計</b> |      |   |               |      |
| 令和3年度（2021年度）                         | 146社 | ⇒ | 令和6年度（2024年度） | 435社 |

#### 企業立地支援【4-（3）】

鎌倉市の地域特性を踏まえ、環境に一定の配慮がある製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所の立地を推進します。また、既存の企業が鎌倉市内で安定して操業できるよう、事業所の増設や設備投資等の事業拡大を支援します。さらに、鎌倉市企業立地等促進条例に基づき、深沢地域整備事業用地において、今後、地域の基幹産業となるようウェルネスの向上につながる企業の誘致を図ります。

|  |   |               |   |                |
|--|---|---------------|---|----------------|
| <b>主要KPI：鎌倉市企業立地等促進条例に基づく軽減措置件数の実績合計</b> |   |               |   |                |
| 令和3年度（2021年度）                            | ⇒ | 令和9年度（2027年度） | ⇒ | 令和14年度（2032年度） |
| 22件                                      |   | 37件           |   | 52件            |

### 商店街の活性化【4-（4）】

商店街の持つ課題の解決に向け、支援を継続することで、市民や観光客の消費により商店街が潤い、小売業や飲食サービス業などの観光関連産業を中心に雇用が安定し、活性化（成長）につなげていく好循環をつくりまします。そのためには、既存の手法に捉われず、ホームページやSNSによる情報発信、市場調査やアンケート、集客イベントの開催など多様な手法を駆使して売上の増加を図ろうとする商店街団体を支援します。あわせて、商店街自体が地域コミュニティの核になることを目指し、誰もが安全で快適に買い物ができるよう、歩道、ベンチ、街路灯、休憩施設、コミュニティ施設等の基盤整備や地域性を生かした商店街独自のソフト事業、外国語によるリーフレットの発行やキャッシュレス決済の導入等のインバウンド対応に対し支援します。

|                          |
|--------------------------|
| <b>主要KPI①：商店街団体加盟店舗数</b> |
|--------------------------|

|               |        |   |                |        |
|---------------|--------|---|----------------|--------|
| 令和4年度（2022年度） | 1,802件 | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 2,491件 |
|---------------|--------|---|----------------|--------|

|                                    |
|------------------------------------|
| <b>主要KPI②：鎌倉市観光基本計画における年間観光消費額</b> |
|------------------------------------|

|               |       |   |               |         |
|---------------|-------|---|---------------|---------|
| 令和3年度（2021年度） | 239億円 | ⇒ | 令和7年度（2025年度） | 1,036億円 |
|---------------|-------|---|---------------|---------|

#### Topic：深沢地域整備事業用地における企業立地

深沢地域整備事業用地では、東海道本線大船・藤沢駅間の新駅設置を伴う、藤沢市村岡地区との両市一体のまちづくりを進めており、鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の新たな都市拠点形成として、雇用の場の創出や住環境の整備など多様な都市機能の導入を図りながら、市域全体の持続可能なまちづくりを牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指しています。

また、まちづくりの予定区域周辺には、三菱電機、神戸製鋼、湘南ヘルスイノベーションパーク及び湘南鎌倉総合病院など、鎌倉市、藤沢市の産業基盤を支える企業が数多く立地しています。さらに令和元年（2019年）5月には、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、武田薬品工業株式会社（湘南ヘルスイノベーションパーク）、湘南鎌倉総合病院の5者でヘルスイノベーション最先端拠点形成等に係る連携・協力に関する覚書を取り交すなど、官民連携のまちづくりの機運が高まっています。このような地域特性を踏まえながら、深沢地域のまちづくりのテーマである『ウェルネス（健康を身体の側面だけでなくより広義に総合的に捉えた概念。深沢地区では、健康な心身を維持・発展させる生活行動、さらには、人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を向上させる概念。）』の実現を目指しています。

当該事業用地では、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、湘南ヘルスイノベーションパーク、湘南鎌倉総合病院の5者が連携・協力することにより、持続可能な地域社会のリーディングエリアの構築を図るとともに健康寿命の延伸やヘルスケア分野の産業創出を図るなど、市民のウェルネスの向上につながる企業を念頭に置くとともに、令和5年（2023年）3月に策定した「深沢地区まちづくりガイドライン」に示したまちづくりのコンセプトや方針に共感していただける企業の誘致を図ることで、魅力あるまちづくりを進めます。



## イ 「働く環境」の整備

「働く環境」の整備では、就労支援、労働環境の整備及びものづくりの伝承の3つの施策を推進します。

### 就労支援【4-（5）】

職住近接の視点から、若年者・女性・高齢者・障害者など、それぞれの特性やライフステージに沿った様々な雇用の創出と就労支援を進めることで、市民のワーク・ライフ・バランスを整えます。特に、高齢者や女性については、個々の技能、体力及び時間に応じて無理なく就労ができるよう、AIを活用した新たなワークシェアの仕組みをつくります。あわせて、市内の企業が有する技術や製品・サービス等魅力ある企業情報や求人情報の発信、企業間でのビジネス交流及び企業と求職者のマッチング機会の創出を図り、市内企業のネットワークの構築を支援します。

#### 主要KPI①：就労件数の年間合計

|               |     |   |                |     |
|---------------|-----|---|----------------|-----|
| 令和3年度（2021年度） | 70件 | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 85件 |
|---------------|-----|---|----------------|-----|

#### 主要KPI②：労働環境調査における市内居住勤労者（正社員、パートタイマー・アルバイト、派遣社員、その他）の割合（市内居住者/労働環境調査に回答した勤労者の総数）

|               |       |   |                |     |
|---------------|-------|---|----------------|-----|
| 令和3年度（2021年度） | 28.9% | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 50% |
|---------------|-------|---|----------------|-----|

### 労働環境の整備【4-（6）】

勤労者の置かれている環境を経年で把握するための労働環境調査及び雇用や労働環境に関する勤労者の労働相談を実施することで、勤労者の実態を把握し、市内企業に働きかけます。また、新型コロナウイルス感染症対策において有効であったリモートワーク、テレワークを軸に、ウィズコロナにおける新たな生活様式への対応や、アフターコロナにおける働き方改革（在宅ワーク・テレワーク）につながる施策を推進します。

#### 主要KPI①：（再掲）労働環境調査における市内居住勤労者（正社員、パートタイマー・アルバイト、派遣社員、その他）の割合（市内居住者/労働環境調査に回答した勤労者の総数）

|               |       |   |                |     |
|---------------|-------|---|----------------|-----|
| 令和3年度（2021年度） | 28.9% | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 50% |
|---------------|-------|---|----------------|-----|

#### 主要KPI②：テレワークスペース設置件数の実績合計

|               |   |               |   |                |
|---------------|---|---------------|---|----------------|
| 令和3年度（2021年度） | ⇒ | 令和9年度（2027年度） | ⇒ | 令和14年度（2032年度） |
| 15か所          |   | 20か所          |   | 25か所           |

#### ものづくりの伝承【4-（7）】

鎌倉彫をはじめとした市内技能職者の育成や後継者の確保に向けて、伝統鎌倉彫事業協同組合や各種技能職組合と連携し、体験、研修、表彰などの施策を通じて技能職者の地位向上を図ることで、既存の労働環境の保護を図ります。また、鎌倉彫の出荷額を上げるため、伝統鎌倉彫事業協同組合が行う新製品の開発や販路の拡大等に協力します。さらに、伝統的工芸品等の日常生活における新たなニーズや利用方法等について検討します。

|                            |       |   |                |     |
|----------------------------|-------|---|----------------|-----|
| 主要KPI：伝統鎌倉彫の年間出荷額（関連収入を含む） |       |   |                |     |
| 令和3年度（2021年度）              | 2.5億円 | ⇒ | 令和14年度（2032年度） | 4億円 |



（鎌倉彫リーフレット）

## Topic : 鎌倉でテレワーク

「創業」や「企業立地」のほかに、市民が「職住近接」を実現するためのその他の手法として、コロナ禍における新たな生活様式のもとで市民に浸透した「テレワーク」があります。テレワークは、前述した2つの手法よりも導入に向けたハードルが低く、その一方で、令和3年(2021年)10月に実施した「鎌倉市テレワークに関するアンケート」等を踏まえると、働き方の一つとしてテレワークを望む市民ニーズは高まっています。そこで、市民が在宅のみならず、企業のサテライトオフィスや近隣のシェアオフィス等でテレワークをする機会を増やし、日常的にテレワークによる業務を組み入れることで、テレワークを個々のワーク・ライフ・バランスを整える手法の一つに位置付けます。

これまで本市では、民間事業者が市内にシェアオフィスを設置する際のリフォーム経費を補助するなどの事業を行ってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。そこで、今後は、民間の施設をテレワークスペースとして活用することや、市外企業に働きかけることなどにより、在宅ワークにおける環境整備や企業のサテライトオフィス等の設置を進めていくことで、テレワークスペースの総数及び選択肢を増やしていく必要があります。

また、事業者や市民とともにテレワークに関する機運を盛り上げるため、平成30年(2018年)11月に、都内等への通勤を減らし、鎌倉でテレワークを行うワーク・ライフスタイルの普及、テレワークに関する情報発信や勉強会などを行う目的で設置した「鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会」との協働によりテレワークを推進します。

さらに、近年、旅先や帰省中など、日常から離れた場所でテレワークを行うワーケーション※という新しい働き方が注目されています。豊かな自然に恵まれた本市は、ワーケーションには魅力的な環境であると言われており、今後、関係人口が増え、ひいては本市への移住が選択される可能性もあることから、本市では、(一社)日本ワーケーション協会やワーケーション自治体協議会の全国組織に参画し、ワーケーションに関する情報収集・周知を行うほか、ワーケーションを先導的に進める民間事業者を応援しています。

### ※ ワケーション

ワーケーションとは、非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、より良いワーク&ライフスタイルを実施することができる一つの手段。  
ワークとバケーションの造語(一般社団法人日本ワーケーション協会 HP)。



## ウ ウィズコロナ、アフターコロナへの対応

新型コロナウイルス感染症は、令和2年(2020年)1月に国内で初めての感染者が確認された後、いまだ収束に至らず、計画策定時点においても中小企業等信用保険法に基づく経営安定関連保証(セーフティネット保証)の認定は継続しており、事業者の経営環境は、依然として厳しい状況にあります。

本市では、これまでも経営安定資金融資における信用保証料の増額や利子補給などを通じて、事業者の円滑な資金調達を支援するとともに、鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業や鎌倉応援キャッシュレスその場で割引キャンペーンなどの消費喚起策により、事業者の売上に貢献してきました。

また、神奈川県が行う営業時間の時短要請等に応じた飲食店への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金などや、国が行う支援金(一時・月次・事業復活)、持続化補助金、事業再構築補助金などの周知をきめ細かく行うことで、経営に苦しむ中小企業等を支援してきました。

そして、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応は、さきに述べた「働く場」の確保及び「働

く環境」の整備の推進に向けた施策の展開に多大な影響を与えることになりました。特に、中小企業等や商店街団体に対する経済的支援等については、今後、コロナが収束し、経済回復の兆しが見え始めるまでは、引き続き、事業者への支援を継続する必要があります。

また、新たな生活様式において需要が多かった、在宅ワーク・テレワーク、オンライン会議、テイクアウト・デリバリー、各個店のインターネット通販、キャッシュレス決済などは、今後、同様な災害が発生した際、事業を継続するために有効であることから、今後の備えとして本計画に位置付けます。

さらに、アフターコロナにおける経営の回復を念頭に置いて、Society5.0<sup>※1</sup>につながるIT関連の基盤整備やインターネットを活用した新たなマーケティング手法などは、今後、企業が取り組むDX<sup>※2</sup>の伸展と相まってより一層の発展が想定されていることから、将来に向けた新たな事業展開に資するため、事業の再構築を支援します。

#### ※1 Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。Society5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する(内閣府HP)。

#### ※2 DX (デジタル・トランスフォーメーション)

データとデジタル技術を活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革するとともに、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること(鎌倉市スマートシティ構想)。

### (3) 計画期間

計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。

なお、本計画の前提となる基本計画の改定など商工業を取り巻く状況に変化が生じたときは、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (4) 推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関連各課はもとより、国・神奈川県、鎌倉商工会議所・地元金融機関及び地域の商店街団体等と連携して、計画の達成に努めます。

また、より効果的に施策・事業を推進するため、商工業振興計画の策定及び推進に関して調査審議を行う鎌倉市商工業振興計画推進委員会において進行管理を行います。

4 施策及び個別事業（◎表示は新規的要素を含む。括弧書きは第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画における事業名）

| 視点                   | 施策及び個別事業   |
|----------------------|--|
| ア 「働く場」の確保           | (1) 創業支援<br>(2) 中小企業等への経営支援<br>(3) 企業立地支援<br>(4) 商店街の活性化 |
| イ 「働く環境」の整備          | (5) 就労支援<br>(6) 労働環境の整備<br>(7) ものづくりの伝承                  |
| ウ ウィズコロナ、アフターコロナへの対応 | (8) ウィズコロナ、アフターコロナへの対応                                   |

(1) 創業支援

| 事業名                            | 内容  |
|--------------------------------|---|
| ◎起業家スタートアップ支援<br>(商工業振興事業)     | 神奈川県が行うベンチャー支援施策の拠点「HATSU 鎌倉」と連携して、若年者等の起業準備者に対し、起業に向けた考え方を整理し、ノウハウを習得するためのプログラムを実施します。あわせて、社会起業家の育成、起業家同士のネットワークの構築を図ります。          |
| ◎商工業元気アップ事業<br>(商工業振興事業)       | 「創業部門」及び「事業定着部門」において、起業を志す市民から事業プランを公募し、その中から新規性・独創性、実現性・市場成立性、社会性・将来性などの点で優れた計画を補助対象事業者に選定し、補助金の交付及びスタートアップアドバイザーの派遣による伴走型支援を行います。 |
| 創業支援等事業計画による創業支援<br>(商工運営事業)   | 「産業競争力強化法」に基づき策定した「創業支援等事業計画」により鎌倉商工会議所、湘南信用金庫と連携して創業者に対するセミナー等を実施します。  |
| ◎制度融資事業（創業資金）<br>(中小企業等支援事業)   | 事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、又は、新たに会社を設立するときに必要な資金について融資を行います。<br>また、創業支援の拡充を図るため、融資開始時期の前倒し、融資限度額の引き上げ及び融資利率の引き下げについて検討します。               |
| 信用保証料助成事業（創業資金）<br>(中小企業等支援事業) | 事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、又は、新たに会社を設立するときに本市の制度融資を利用する際、神奈川県信用保証協会による債務保証を利用して保証料を支払った場合に、その保証料の一部を補助します。                               |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| ◎利子補給事業（創業資金）<br>（中小企業等支援事業） | 制度融資のうち創業資金の融資を受けた者が、金融機関に支払った当該融資に係る利子相当額の一部を補助する制度の構築について検討します。 |
|------------------------------|---|

## （２）中小企業等への経営支援

| 事業名   | 内容  |
|---|---|
| 制度融資事業（事業資金・経営安定資金）<br>（中小企業等支援事業）  | 中小企業等が事業のために必要な運転資金・設備資金（事業資金）や天災地変その他災害又は内外の経済的事情の急激かつ著しい変化の結果、必要になった運転資金・設備資金（経営安定資金）に対し、市内金融機関に原資を預託して、低利で融資を行います。   |
| 信用保証料助成事業（事業資金・経営安定資金）<br>（中小企業等支援事業）   | 中小企業等が本市及び神奈川県内の制度融資を利用する際、神奈川県信用保証協会による債務保証を利用して保証料を支払ったときに、その保証料の一部を補助します。  |
| 利子補給事業（経営安定資金）<br>（中小企業等支援事業）   | 制度融資のうち経営安定資金の融資を受けた者が、金融機関に支払った当該融資に係る利子相当額の一部を補助します。  |
| 企業・求人情報発信サイトの運営<br>（商工業振興事業）<br> | 市内の企業が有する技術や製品・サービス等魅力ある企業情報や求人情報を発信し、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を目的とした専用サイトを運営します。   |
| 経営アドバイザー派遣助成事業<br>（商工業振興事業）   | 中小企業等が、経営革新、販路拡大、新規事業拡大等に関し、専門家のアドバイスを受けたとき、その利用料の一部を補助します。   |
| 環境共生施設整備費助成事業<br>（商工業振興事業）  | 製造業、情報通信業及び自然科学研究所の持続的な発展を図るため、地域環境及び地球環境との共存・共生を図るための施設（環境保全施設・雨水活用施設・太陽光発電施設）の整備に要する経費を補助します。   |
| ◎中小企業経営基盤強化事業費助成事業<br>（商工業振興事業）   | 製造業、情報通信業及び自然科学研究所の持続的な発展を図るため、中小企業等の経営基盤強化事業（産業財産権取得・展示会等出展・ISO認証等取得・BCP（事業継続計画）策定・人材育成）に要する経費を補助します。<br>また、中小企業等が行うIT関連の基盤整備やマーケティングなどの充実が図られるよう、補助対象メニューを拡充します。<br>さらに、対象業種の拡大について検討します。 |

|  |  |
|--|--|
| 経営発達支援計画等への支援<br>(商工会議所助成事業)               | 鎌倉商工会議所が行うかまくら推奨品の普及など中小企業等経営支援事業等に補助することで、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく経営発達支援計画を支援し、本市全体の商工業の振興を図ります。<br>また、鎌倉商工会議所と共同で、小規模事業者の自然災害等への備えや被災後の早期復旧を支援するため、「事業継続力強化支援計画」に取り組みます。 |
| 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入促進基本計画の推進<br>(商工運営事業) | 中小企業等経営強化法に基づき先端設備等導入計画を策定した企業が新たに導入した先端設備を本市が認定することで、3年間の固定資産税(償却資産)を免除します。   |
| 事業承継ネットワークへの参画<br>(商工運営事業)                 | 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターが行う事業承継ネットワークの構成機関として、中小企業等の事業承継を支援します。  |

### (3) 企業立地支援

| 事業名                           | 内容   |
|-------------------------------|--|
| ◎鎌倉市企業立地等促進条例の運用<br>(商工業振興事業) | 市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業の誘致を目的として、対象業種による一定金額の資本投下や設備投資に伴う固定資産税の軽減措置、立地により本社機能等を新たに市内に移転した場合の法人市民税の軽減措置等を行います。<br>また、深沢地域整備事業用地において、ウェルネスの向上につながる企業を誘致します。 |
| ◎工場立地法に係る準則条例の運用<br>(商工業振興事業) | 製造業の事業拡大や新たな製造業の立地に当たっては、令和4年(2022年)に施行した工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例を適用することで、引き続き、環境への配慮を求めています。   |
| ◎企業誘致促進協議会との連携<br>(商工業振興事業)   | 神奈川県、県内市町及び関係団体が連携して企業誘致の取組みを進めるための協議会に加入し、企業誘致に係る情報収集、方針の検討、事業活動の実施等を通じて、優良企業の誘致を図ります。<br>また、深沢地域整備事業用地を神奈川県地域産業プロジェクトに位置付けられるように働きかけ、企業誘致を進めます。          |
| ◎企業立地整備費等助成事業<br>(商工業振興事業)    | 企業立地の支援を行い、安定した雇用を創出するため、情報通信業を営む事業者が市内で新たに事業所を設置するための経費(リフォーム・家賃)を補助します。<br>また、シェアオフィスを整備する事業者のリフォーム補助について、市外企業のサテライトオフィスの整備に適用できるように、対象業種を拡大します。         |

#### (4) 商店街の活性化

| 事業名                            | 内容   |
|--------------------------------|--|
| 鎌倉市商店街連合会との連携<br>(商店街振興事業)     | 商店街の近代化と経営の合理化の推進を目的とする鎌倉市商店街連合会と連携し、会員相互の情報交換や研修等に要する経費の一部を補助することで、商店街の振興を図ります。   |
| 商店街アドバイザー派遣事業<br>(商店街振興事業)     | 商店街が抱える課題について助言を求める商店街団体に対し、専門家を派遣することで、商店街の活性化を図ります。  |
| 商店街活性化事業費助成事業<br>(商店街振興事業)     | 商店街の賑わいの創出と地域商業の活性化を図るため、販売促進、交流イベント、シティドレッシングなど商店街団体が実施するソフト事業に要する経費の一部を補助します。  |
| ◎商店街共同施設設置費助成事業<br>(商店街振興事業)   | 商店街団体等が実施する共同施設（街路灯、アーチ、機械器具、備品、貨物運搬用車両、アーケード、カラー舗装、建物、シンボルトワー、モールその他）設置費の一部を補助します。<br>また、補助対象事業を共同施設の点検及び撤去に拡大するとともに、商店街空き店舗活用事業費助成事業との統合に向け、検討します。 |
| 商店街街路灯等維持管理費助成事業<br>(商店街振興事業)  | 街を明るくすることにより夜間の通行の視認性を高め、防犯・安全に寄与するため、商店街団体が負担する街路灯及び電飾アーチの電気料金の一部を補助します。  |
| モデル商店街整備助成事業<br>(商店街振興事業)      | モデル商店街である鎌倉由比ガ浜商店街振興組合が実施するモデル商店街整備事業を支援することにより、魅力ある商店街の育成を図ります。   |
| ◎商店街空き店舗活用事業費助成事業<br>(商店街振興事業) | 商店街団体が実施する空き店舗等活用事業（空き店舗・空地・コミュニティ施設設置）に要する経費の一部を補助します。<br>また、商店街共同施設設置費助成事業との統合に向け、検討します。   |
| お店紹介ホームページの運営<br>(商工運営事業)      | 鎌倉市ホームページに、市内の小売業、飲食サービス業等の店舗を紹介するページを設け、広く情報提供を行うことで、個店の集客力の向上と賑わいの創出を図ります。   |
| ◎キャッシュレス決済推進事業<br>(商工業振興事業)    | アフターコロナにおける接触機会の低減、決済の利便性の向上及びインバウンド対策に有効な手法として、キャッシュレス決済を推進します。   |





## (5) 就労支援

| 事業名                                  | 内容   |
|--------------------------------------|--|
| 就職支援相談事業<br>(就労支援事業)<br>(障害者雇用対策事業)  | 若年者・女性・高齢者・障害者など様々な立場の人がライフステージや希望に合った働き方ができるよう、就職支援相談によりキャリアアカウンセリングを行います。<br>また、ハローワーク藤沢及び所管する近隣市町とともに湘南合同就職面接会を開催し、地元湘南で働くための支援を行います。 |
| ◎若者等雇用促進事業<br>(就労支援事業)               | 若者等が鎌倉で働くための環境整備に向けて、市内の企業や従業員による、鎌倉で働く魅力を伝える座談会等のイベントを実施します。  |
| 就労困難若年者支援事業<br>(就労支援事業)              | 地域若者サポートステーションと連携して、ニートや引きこもりなど生きづらさを抱える若年者に対し、就労に向けた支援を行います。  |
| 女性雇用促進事業<br>(就労支援事業)                 | 市民団体との協働により、女性就職応援セミナーを実施します。<br>特に、子育てや介護などによる就労ブランクのある女性の再就職支援を行います。   |
| 高齢者雇用促進事業<br>(就労支援事業)                | 生涯現役促進地域連携鎌倉協議会が中心となって進めてきた高齢者雇用促進事業を継承し、55歳以上の高齢者に対する相談窓口の設置や合同企業説明会等を行います。   |
| ◎モザイク型就労支援<br>(就労支援事業)               | AIを活用した就労支援システムに企業の求人情報及び個人の求職情報等を登録し、高齢者や女性の技能、体力及び時間に応じて仕事やボランティア活動を推奨するマッチングシステムを運用します。   |
| 企業・求人情報発信サイトの運営<br>(再掲)<br>(商工業振興事業) | 市内の企業が有する技術や製品・サービス等魅力ある企業情報や求人情報を発信し、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を目的とした専用サイトを運営します。                                  |



## (6) 労働環境の整備

| 事業名                   | 内容  |
|-----------------------|---|
| 労働環境調査の実施<br>(就労支援事業) | 若年者・女性・高齢者・障害者などの労働環境や雇用実態を調査し、課題を把握することで労働問題への啓発を図るとともに、本市の労働施策につなげます。 |
| 労働相談事業<br>(就労支援事業)    | 雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者への相談を実施することにより、勤労者が安心して働くことができる環境整備に寄与します。           |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 湘南勤労者福祉サービスセンター支援事業<br>(勤労者福祉支援事業) | 3市(鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市)において中小企業等の勤労者の福利厚生制度を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援することで、勤労者の余暇の充実を図り、安心して働き続けることができる環境を整備します。  |
| 中小企業退職金共済掛金補助事業<br>(勤労者福利厚生事業)     | 独自の退職金制度を持たない中小企業のための中小企業退職金共済(独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施)又は特定退職金共済(鎌倉商工会議所が実施)に加入している事業主に対し、従業員1人当たりの掛金の一部について3年間の補助を行うことで従業員への退職金を保証し、勤労者が安心して働き続けることができる環境を整備します。 |
| 勤労者生活資金融資制度<br>(勤労者福利厚生事業)         | 勤労者の生活の安定と向上に役立つよう、金融機関と提携し、低利で融資する貸付制度を実施します。  |
| テレワークの推進<br>(商工業振興事業)              | 鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会との協働により、テレワークに関する研究、実証実験、周知啓発、情報発信等の取組を進めることで、テレワークを行う勤労者を増やします。<br>また、民間主導によるワーケーション事業を応援します。  |
| ◎企業立地整備費等助成事業(再掲)<br>(商工業振興事業)     | 企業立地の支援を行い、安定した雇用を創出するため、情報通信業を営む事業者が市内で新たに事業所を設置するための経費(リフォーム・家賃)を補助します。<br>さらに、シェアオフィスを整備する事業者へのリフォーム補助については、市外企業のサテライトオフィスの整備に適用できるよう、対象業種を拡大します。          |

## (7) ものづくりの伝承

| 事業名                            | 内容  |
|--------------------------------|---|
| 伝統鎌倉彫事業協同組合との連携<br>(伝統鎌倉彫振興事業) | 伝統鎌倉彫事業協同組合が行う鎌倉彫啓発事業、展示会事業、原材料確保及び小中学生鎌倉彫体験学習事業に要する経費の一部を補助します。  |
| ◎新製品開発支援<br>(伝統鎌倉彫振興事業)        | 鎌倉彫創作展等を通じて、職人同士の創意工夫により、新たな技術や魅力を発信します。<br>また、異業種とのコラボレーションにより、新たな視点による製品の開発を支援します。  |
| ◎販路拡大支援<br>(伝統鎌倉彫振興事業)         | 外国人観光客等の新たな需要を取り込むため、鎌倉彫の展示機会を増やすとともに、プロモーションビデオやインターネット通販を活用した販路拡大について検討します。<br>また、伝統的工芸品等の日常生活における新たなニーズの発掘や利用方法等について検討します。 |


|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 後継者育成支援<br>(伝統鎌倉彫振興事業)          | 体験会や研修会等を通じて鎌倉彫を体験する機会を増やし、鎌倉彫への関心を高めることで、職人への門戸を開きます。 |
| 伝統的工芸品産業振興協会との連携<br>(伝統鎌倉彫振興事業) | 国の伝統的工芸品の位置付けを受けて鎌倉彫の価値向上を図るとともに、世界に向けてPRを行います。        |
| 技能振興支援事業<br>(技能振興事業)            | 優秀な技能者の表彰及び技能祭の開催により、技能職者の社会的地位の向上を図るとともに、活動を支援します。    |

## (8) ウィズコロナ、アフターコロナへの対応

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応をBCP（業務継続計画）と捉え、今後、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症が発生したときに地域経済を維持していく際、今回の対応状況を参考に「緊急感染症対策」、「緊急経済対策」及び「緊急雇用支援」として取りまとめおき、緊急事態に備えることとします。

| 事業名                                  | 内容   |
|--------------------------------------|--|
| 制度融資事業（事業資金・経営安定資金）（再掲）<br>「緊急感染症対策」 | 中小企業等が事業のために必要な運転資金・設備資金（事業資金）や天災地変その他災害又は内外の経済的事急の急激かつ著しい変化の結果、必要になった運転資金・設備資金（経営安定資金）に対し、市内金融機関に原資を預託して、低利で融資を行います。<br>なお、コロナ禍においては、セーフティネット保証4号の認定を受けることにより、経営安定資金の融資条件を満たすこととしました。 |
| 信用保証料助成事業（再掲）<br>「緊急感染症対策」           | 中小企業等が本市及び神奈川県内の制度融資を利用する際、神奈川県信用保証協会による債務保証を利用して保証料を支払ったときに、その保証料の一部を補助します。<br>なお、コロナ禍においてセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業等においては、市融資制度における補助金の限度額を10万円から20万円に引き上げました。                          |
| 利子補給事業（再掲）<br>「緊急感染症対策」              | 制度融資のうち経営安定資金の融資を受けた者が、金融機関に支払った当該融資に係る利子相当額の一部を補助します。<br>なお、コロナ禍においてセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業等においては、利子相当額の全額を補助しました。  |
| 勤労者生活資金融資制度（再掲）<br>「緊急感染症対策」         | 勤労者の生活の安定と向上に役立つよう、金融機関と提携し、低利で融資する貸付制度を実施します。<br>なお、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に対し、生活費の特別支援枠を設けました。  |

|  |   |
|--|---|
| <p>経営アドバイザー派遣補助事業（再掲）<br/>「緊急感染症対策」</p>                        | <p>中小企業等が、経営革新、販路拡大、新規事業拡大等に関し、専門家のアドバイスを受けたとき、その利用料の一部を補助します。<br/>なお、コロナ禍においては、神奈川県よろず支援拠点出張相談として行う「鎌倉市経営相談」を新たに設置し、相談者への無料相談を実施しました。</p>  |
| <p>◎中小企業経営基盤強化事業費助成事業（再掲）<br/>「緊急感染症対策」</p>                    | <p>製造業、情報通信業及び自然科学研究所の持続的な発展を図るため、中小企業等の経営基盤強化事業（産業財産権取得・展示会等出展・ISO認証等取得・BCP（事業継続計画）策定・人材育成）に要する経費を補助します。<br/>さらに、アフターコロナにおいて中小企業等が行うIT関連の基盤整備やマーケティングの充実が図られるよう、補助対象メニューを拡充します。<br/>あわせて、対象業種の拡大について検討します。</p> |
| <p>商店街活性化事業費助成事業（再掲）<br/>「緊急感染症対策」</p>                         | <p>商店街の賑わいの創出と地域商業の活性化を図るため、販売促進、交流イベント、シティドレッシングなど商店街団体が実施するソフト事業に要する経費の一部を補助します。<br/>なお、コロナ禍において経済的な打撃を受けている各商店街団体を支援することを目的に、経費の全額（限度額 50 万円）を補助しました。</p>  |
| <p>商店街街路灯等維持管理費助成事業（再掲）<br/>「緊急感染症対策」</p>                      | <p>街を明るくすることにより夜間の通行の視認性を高め、防犯・安全に寄与するため、商店街団体が負担する街路灯及び電飾アーチの電気料金の一部を補助します。<br/>なお、コロナ禍において経済的な打撃を受けている各商店街団体を支援することを目的に、経費の全額を補助しました。</p>   |
| <p>家賃補助<br/>「緊急経済対策」<br/>※令和2年度（2020年度）のみ実施</p>                | <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け売上が減少したことにより、鎌倉市内で実施する事業の運営に支障が生じている中小企業等に対し、事業実施に必要な店舗・事務所等に要する家賃相当額（2か月分）の支援を行い、事業の継続を支援しました。</p>  |
| <p>飲食店等支援クラウドファンディング事業<br/>「緊急経済対策」<br/>※令和2年度（2020年度）のみ実施</p> | <p>新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請により、市内飲食店等が甚大な影響を受けているため、クラウドファンディングを活用して資金調達を行うことを支援するとともに、資金を支援した支援者に対して、支援額と同額として使用できるチケットを交付し、消費を喚起することで、市内の飲食店等の支援及び地域の活性化を図りました。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業（縁むすびカード）</p> <p>「緊急経済対策」</p> <p>※令和2年度（2020年度）のみ実施</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の中で市内の事業者の経営を応援するとともに、市民による市内での消費行動を促進するため、全市民に対し、1人5,000円の電子商品券を配付しました。</p>  |
| <p>鎌倉応援キャッシュレスその場で割引キャンペーン助成事業</p> <p>「緊急経済対策」</p> <p>※令和4年度（2022年度）のみ実施</p>   | <p>事業者の事業継続、市内経済の回復の後押し及びウィズコロナにおける非接触決済環境の整備のため、鎌倉商工会議所が行うキャッシュレス端末を活用した割引キャンペーン（割引原資2億円）に補助しました。</p>  |
| <p>お店紹介ホームページの運営（再掲）</p> <p>「緊急経済対策」</p>  | <p>鎌倉市ホームページに、市内の小売業、飲食業、サービス業等の店舗を紹介するページを設け、広く情報提供を行うことで、個店の集客力の向上と販売の創出を図ります。</p> <p>なお、コロナ禍においては、お持ち帰り・宅配マップの特設ページを設けました。</p>   |
| <p>就職支援相談事業（再掲）</p> <p>「緊急雇用支援」</p>  | <p>様々な立場の人がライフステージや希望に合った働き方ができるよう、就職支援相談によりキャリアカウンセリングを行います。</p> <p>また、ハローワーク藤沢及び所管する近隣市町とともに湘南合同就職面接会を開催し、地元湘南で働くための支援を行います。</p> <p>なお、コロナ禍においては、キャリアコンサルタントによる就職支援相談を拡充し、本庁舎及び各支所等において毎月各1回実施するとともに、市のイベントなどにおいても実施しました。</p> |
| <p>テレワークの推進（再掲）</p> <p>「緊急雇用支援」</p>  | <p>鎌倉テレワーク・ライフスタイル研究会との協働により、テレワークに関する研究、実証実験、周知啓発、情報発信等の取組を進めることで、テレワークを行う勤労者を増やします。</p> <p>また、民間主導によるワーケーション事業を応援します。</p> <p>なお、コロナ禍においては、民間施設をテレワークスペースとして活用するための実証実験を行いました。</p>   |

## 5 主要KPI (Key Performance Indicator・重要業績評価指標) 一覧 (当初値⇒目標値)

- (1) 鎌倉市市民意識調査における希望する職場で就労できていると感じる市民の割合  
令和元年度 (2019 年度) 47.2% ⇒ 令和7年度 (2025 年度) 51.0%
- (2) 鎌倉市市民意識調査における仕事と生活のバランスがとれていると感じている市民の割合  
令和元年度 (2019 年度) 52.5% ⇒ 令和7年度 (2025 年度) 56.0%
- (3) 鎌倉市市民意識調査における鎌倉市に住み続けたいと思う人の割合  
令和元年度 (2019 年度) 86.9% ⇒ 令和12年度 (2030 年度) 90.0%
- (4) 創業支援等事業計画に基づく創業件数の年間合計  
令和3年度 (2021 年度) 45 件 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 50 件
- (5) 経営発達支援計画における売上高増加事業者数の合計  
令和3年度 (2021 年度) 146 社 ⇒ 令和6年度 (2024 年度) 435 社
- (6) 鎌倉市企業立地等促進条例に基づく軽減措置件数の実績合計  
令和3年度 (2021 年度) 22 件 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 52 件 (中間年度 37 件)
- (7) 商店街団体加盟店舗数  
令和4年度 (2022 年度) 1,802 件 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 2,491 件
- (8) 鎌倉市観光基本計画における年間観光消費額  
令和3年度 (2021 年度) 239 億円 ⇒ 令和7年度 (2025 年度) 1,036 億円
- (9) 就労件数の年間合計  
令和3年度 (2021 年度) 70 件 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 85 件
- (10) 労働環境調査における市内居住勤労者 (正社員、パートタイマー・アルバイト、派遣社員、その他) の割合 (市内居住者/労働環境調査に回答した勤労者の総数)  
令和3年度 (2021 年度) 28.9% ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 50%
- (11) テレワークスペース設置件数の実績合計  
令和3年度 (2021 年度) 15 か所 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 25 か所 (中間年度 20 か所)
- (12) 伝統鎌倉彫の年間出荷額 (関連収入を含む)  
令和3年度 (2021 年度) 2.5 億円 ⇒ 令和14年度 (2032 年度) 4 億円

## 6 付属資料

(1) 鎌倉市企業誘致の奨励措置に関する条例（昭和29年（1954年）2月～昭和36年（1961年）10月）による誘致企業の現状（令和4年（2022年）2月 商工課調べ）

|    | 名称                          | 土地利用の状況 |
|----|-----------------------------|---------|
| 1  | 三菱電機株式会社                    | 現存      |
| 2  | 東洋化学株式会社（現：電気化学工業株式会社）      | 現存      |
| 3  | 湘南金属工業株式会社                  | 現存      |
| 4  | 日本シービーケミカル株式会社              | 現存      |
| 5  | 株式会社ナスステンレス製作所（現：ナスラック株式会社） | 現存      |
| 6  | 東京スリーブ株式会社                  | 現存      |
| 7  | 西村電機株式会社                    | 現存      |
| 8  | 日本トムソンベアリング株式会社             | 現存      |
| 9  | 大日本シンロイヒ株式会社                | 現存      |
| 10 | 東洋レーヨン株式会社                  | 現存      |
| 11 | 株式会社大倉製作所                   | 現存      |
| 12 | 玉川合成樹脂株式会社                  | 事業用地    |
| 13 | 昌光硝子株式会社                    | 事業用地    |
| 14 | 吉田工業株式会社                    | 住宅      |
| 15 | 松浦電機株式会社                    | 住宅      |
| 16 | 株式会社極東窒素研究所                 | その他     |
| 17 | 神谷精機株式会社                    | 住宅・事業用地 |
| 18 | 新光塗装株式会社                    | 事業用地    |
| 19 | 株式会社西武百貨店                   | 事業用地    |
| 20 | 株式会社市民座                     | 事業用地    |
| 21 | 日本有機工業株式会社                  | 事業用地    |
| 22 | 株式会社昌運工作所                   | 事業用地    |
| 23 | 三共化成株式会社                    | 事業用地    |
| 24 | 松竹株式会社                      | 事業用地    |
| 25 | 株式会社資生堂                     | 住宅・事業用地 |
| 26 | マルイ工業株式会社                   | 事業用地    |
| 27 | 株式会社井友工作所                   | 事業用地    |
| 28 | 精立工業株式会社                    | 事業用地    |
| 29 | 合資会社三ツ木製機所                  | 事業用地    |

(2) 企業誘致リーフレット「企業立地のご案内」





# 新しい価値を創造しようと志を持つ 企業を応援します。



## 鎌倉で働くということ

多くの貴重な歴史的・文化的遺産や、明るく広がる海、緑豊かな丘陵などの自然景観を有する鎌倉は、住む人や訪れる人を魅了する観光都市として、人々の人気を博しています。

また、鎌倉は東京から50キロメートル圏内の首都圏に位置し、就業者・通学者の多くが市外、首都圏へ通勤・通学する住宅都市（ベッドタウン）に生活しています。

その一方で、川崎・横浜を中心とした京浜工業地帯に隣接し、都心へのアクセスがしやすい特性から、昭和の半ばに様々な企業が集積しました。

近年は、情報通信や医療福祉など新規成長産業の立地も増えてきており、同規模の都市と比較すると、意外に昼夜間人口比率が高い性格も併せて持っています。

このような鎌倉に住む方の声を聴くと、できるだけ都内等へ通勤する負担を減らし、恵まれた環境を満喫しながら地元で働くことを希望される方が増えてきています。

そのため本市では、鎌倉で働く方々がワーク・ライフ・バランスを整え、通勤に要しない空き時間を、出産や子育て等様々な負担の軽減や日々の生活の充実のために費やすといったライフスタイルへの転換を促し、観光都市、住宅都市には分類されない職住近接による「働くまち」を目指しています。

こうしたことから、より多くの企業の皆様に鎌倉を移転先として検討していただき、ぜひ地域に根差した企業として発展していただきたく、また、既に立地している企業の皆様に今後も事業を継続していただけるよう、市税の軽減や資金助成などを通じて支援していきたいと考えています。

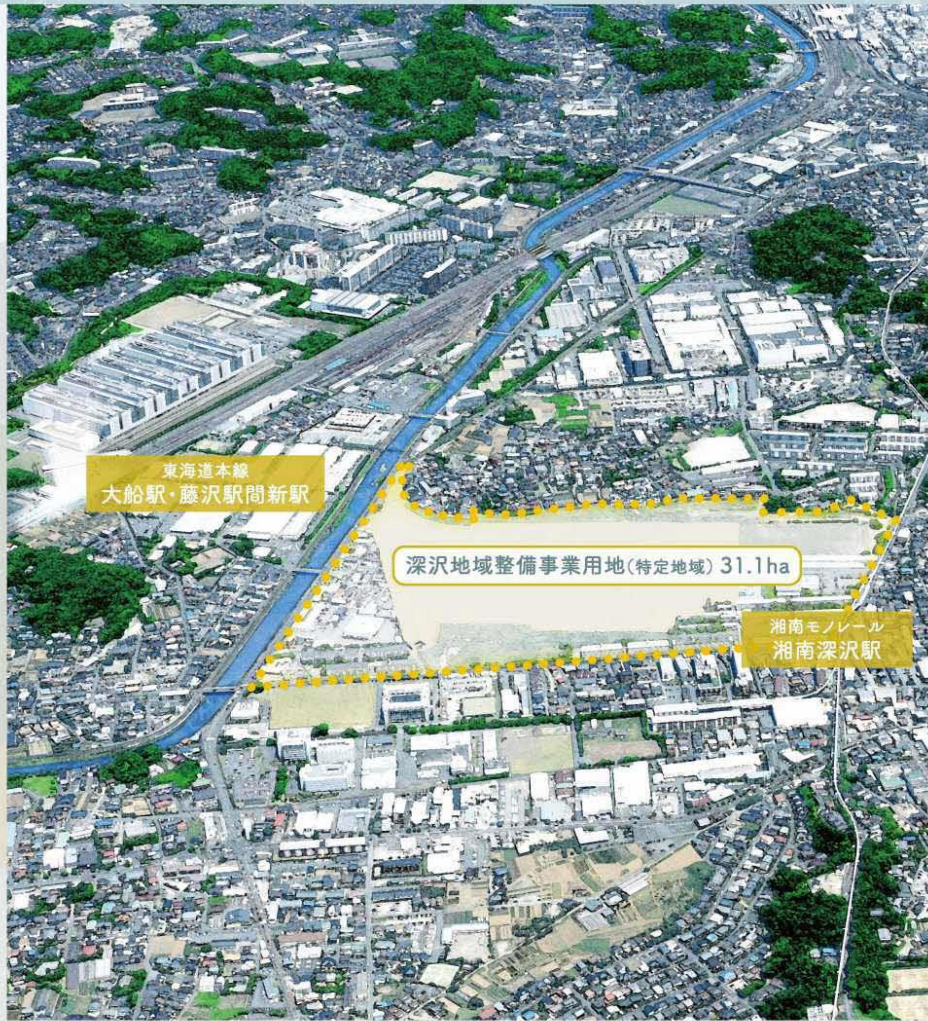
今後は、鎌倉の深沢地区において、多様な都市機能の導入を図る新たなまちづくりが始まります。ぜひ、これを機会に鎌倉への立地をご検討いただければ幸いです。



深沢地域整備事業用地（特定地域）

写真提供：長谷寺、鎌倉市観光協会

# 深沢地区の新しいまちづくり。



深沢地域整備事業は、鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり(スマートでコンパクトなまちづくり)を牽引し、本市のポテンシャルを高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指しています。さらに、鎌倉の抱える「人口減少と少子高齢化」「防災・減災、安全・安心」などの課題へ対応を図り、「共生社会の実現」「持続可能な社会の実現」「温室効果ガス排出実質ゼロの実現」のため、ここで育む知見を全市へと展開していきます。

鎌倉が、その事業をアシストします。

## 目的

企業に対する市税の軽減措置を実施し、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することによって、産業の活性化や雇用機会の増大を図り、活力あるまちづくりをしていきます。

## 市税の軽減措置

2032年3月31日までを立地促進期間として市税の軽減措置を実施します。業種や投下資本額等いくつかの条件を定めて、軽減の対象となる税目や軽減期間、軽減の割合を次の通りに規定します。

申請に必要な書類は背表紙面をご確認ください

# 事業所の立地で $1/3$ 又は $1/4$ に減税

事業所を市内に新設、移設、増設または建替えると固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられます。

| 対象地域と業種 |  |  |   |
|---------|--|--|---|
| 地域      | 特定地域*1   | 工業系地域*2  | 全ての地域   |
| 業種      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業 ●卸売業、小売業</li> <li>●学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>●飲食サービス業</li> <li>●生活関連サービス業 ●娯楽業</li> <li>●教育、学習支援業 ●医療、福祉</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報通信業 ●宿泊業</li> <li>●自然科学研究所</li> </ul> |
| 軽減の概要   |  |  |   |
|         | 大企業  | 中小企業   |   |
| 投下資本額   | 3億円以上<br>(市内企業*3は1億円以上)  | 5千万円以上<br>(市内企業*3は2千万円以上)                              |   |
| 軽減対象    | 立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に対する翌年度以降の固定資産税・都市計画税   |  |   |
| 軽減内容    | 固定資産税・都市計画税 $1/3$ 課税   | 固定資産税・都市計画税 $1/4$ 課税                                   |   |
| 軽減期間    | 5年間  |  |   |

\*1) 深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいいます。

\*2) 工業地域、工業専用地域、準工業地域

\*3) 3年以上、市内で操業している企業に限ります。

### 条例適用企業の皆様（一例）

製造業、情報通信業などの立地や設備投資等にご活用いただいています。



## 中小企業とは

中小企業基本法に規定する中小企業者をさします。

| 主たる業種         | 資本金       | 従業員数   |
|---------------|-----------|--------|
| 製造業・建設業・運輸業など | 3億円以下     | 300人以下 |
| 卸売業           | 1億円以下     | 100人以下 |
| 小売業・飲食業       | 5,000万円以下 | 50人以下  |
| サービス業         | 5,000万円以下 | 100人以下 |

● 法人の場合は資本金又は従業員数のいずれか一方、個人の場合は従業員数の要件を満たすこと。

## 2 設備投資で1/3に減税

市内の企業が事業の維持・拡大のために一定額以上の設備を導入すると固定資産税(償却資産)の軽減措置が受けられます。

| 対象地域と業種           |  |  |
|-------------------|--|--|
| 地域                | 特定地域*1   | 全ての地域  |
| 業種                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売業、小売業 ● 学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>● 飲食サービス業 ● 生活関連サービス業</li> <li>● 娯楽業 ● 教育、学習支援業 ● 医療、福祉</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造業 ● 情報通信業 ● 宿泊業</li> <li>● 自然科学研究所</li> </ul> |
| 軽減の概要             |  |  |
|                   | 大企業  | 中小企業   |
| 取得価額<br>(設備一品あたり) | 5千万円以上   | 500万円以上  |
| 軽減対象              | 対象業種の事業の用に供するために取得した償却資産に対する翌年度以降の固定資産税  |  |
| 軽減内容              | 固定資産税 1/3課税  |  |
| 軽減期間              | 5年間  |  |

※ 3年以上、市内で操業している企業に限ります。

\*1) 深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいいます。





## 鎌倉で働く「鎌倉ワーカー」を応援しています

鎌倉 worker's station (鎌倉市企業・求人情報発信サイト)  
 貴社の魅力や求人情報が発信できます(登録無料)。  
 ぜひご登録ください。



## 3 1/2 に減税

本社機能の設置で

市内へ本社機能を新しく移設すると  
 法人市民税の軽減措置が受けられます。

| 対象地域と業種 |   |                           |
|---------|---|---------------------------|
| 地域      | 全ての地域   |                           |
| 業種      | 全ての業種   |                           |
| 軽減の概要   |   |                           |
|         | 大企業   | 中小企業                      |
| 投下資本額   | 3億円以上<br>(市内企業*1は1億円以上)                             | 5千万円以上<br>(市内企業*1は2千万円以上) |
| 軽減対象    | 立地により本社機能等*2を<br>新たに有した企業に対する<br>設置の翌年度以降の法人市民税法人税割 |                           |
| 軽減内容    | 法人市民税法人税割<br>1/2課税                                  |                           |
| 軽減期間    | 3年間   |                           |

\*1) 3年以上、市内で操業している企業に限ります。  
 \*2) 本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門。

## 4 課税免除

保育施設で

事業所内保育施設を設置すると  
 固定資産税(償却資産)の軽減措置が受けられます。

| 対象地域と業種 |   |
|---------|---|
| 地域      | 全ての地域   |
| 業種      | 全ての業種   |
| 軽減の概要   |   |
| 地域貢献施設  | 事業所内保育施設                                      |
| 軽減対象    | 事業所内保育施設の設置に<br>伴い取得した償却資産に対する<br>翌年度以降の固定資産税 |
| 軽減内容    | 固定資産税(償却資産)<br>課税免除                           |
| 軽減期間    | 5年間   |



未来へつなぐフォローを、ずっと。

## 鎌倉市はさまざまなサポートで、立地した企業をフォローし続けます。

市内に立地された事業者や市内で起業された方が、これからも事業を継続していただけるようにさまざまなサポートを行っています。

### 環境共生施設整備への補助

地域環境や地球環境との共存・共生を図るためのLED化や防音・防臭施設等の整備にかかる経費の一部を助成します。



| 施設          | 補助率   | 補助限度額   |
|-------------|-------|---|
| LED化等環境保全施設 | 50%以内 | 300万円   |
| 雨水活用施設      | 30%以内 | 100万円   |
| 太陽光発電施設     |       | 当該施設の発電能力1キロワットにつき、10万円を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。 |

### 経営基盤強化事業への補助

経営基盤を強化する事業に必要な経費の一部を助成します。



| 事業              | 補助率   | 補助限度額   |
|-----------------|-------|---------|
| 産業財産権取得事業       | 50%以内 | 30万円    |
| 展示会等出展事業        |       |         |
| ISO認証等取得事業      |       |         |
| BCP(事業継続計画)策定事業 |       |         |
| 人材育成事業          |       | 年度内30万円 |

#### 補助の対象者

鎌倉市内において、製造業や情報通信業、自然科学研究所を1年以上継続して営んでいる企業が対象となります。経営基盤強化事業につきましては、中小企業または中小企業で構成する団体に限ります。

オフィス、シェアードオフィスの (補助率50%以内)

## 新規開設に最大300万円の補助金

市内に新たに構えた事業所で3年以上事業を継続する計画があり、企業立地等促進条例の適用が受けられない場合に、ご利用いただけます。



| 補助対象経費       | 補助率   | 補助限度額   |
|--------------|-------|---|
| オフィスのリフォーム経費 | 50%以内 | 300万円<br>(オフィスの床面積が100㎡未満は150万円)              |
| オフィスの家賃      |       | 25万円/月<br>(共益費含む/敷金・礼金含まず)<br>6ヵ月分まで(年度内利用まで) |

#### 補助の対象者

##### リフォーム経費

- ① 市内に事業所を有しない情報通信業を営む事業者が、市内に事業所を新規に整備する場合。
- ② 既に市内に事業所を有する情報通信業を営む事業者が、3名以上の従業員を増員する事業拡大を行い、市内に事業所を新規に整備する場合。
- ③ 情報通信業を含む事業者のシェアードオフィスを設置する場合。

##### オフィスの家賃

上記①、②に該当する場合。

## 市税の軽減措置を受けるための申請から決定までの流れ

**相談** 申請をお考えの場合は、お問い合わせください。



**申請** 書類の提出  
下記の申請書類を提出してください。

**申請期間** 事業所の立地： 立地の日からその翌年の1月31日まで  
設備投資： 償却資産の取得日からその翌年の1月31日まで  
本社機能の設置： 立地の日からその事業年度又は連結事業年度の末日まで  
保育施設： 事業所内保育施設の設置の日からその翌年の1月31日まで

### 共通する書類

- ① 軽減措置の対象となる固定資産の一覧表
- ② 市税の納付を証する書類
- ③ 企業が、法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

### 事業所の立地

- ① 立地の事実を証する書類
- ② 事業内容及び事業計画を記載した書類
- ③ 投下資本額の明細書
- ④ 土地及び家屋の登記事項証明書

### 設備投資

- ① 事業内容及び事業計画を記載した書類
- ② 取得価額の明細書

### 本社機能の設置

- ① 立地の事実を証する書類
- ② 投下資本額の明細書
- ③ 本社機能等を新たに有するものであることを確認できる書類

### 保育施設

- ① 事業所内保育施設の設置の事実を証する書類
- ② 事業所内保育施設が条例で定める基準に適合する事実を証する書類

申請書類の  
ダウンロードは  
こちら



### 適用 軽減措置の適用決定

申請後に審査を行い、必要に応じ現地調査を実施し、軽減措置の適用もしくは、不適用の決定通知を送付します。  
※決定後に休業や廃止等があった場合は変更届けが必要です。  
※適用期間は5年間（本社機能の設置は3年間）  
※毎年度、納税状況を確認するために、市税の納付を証する書類を提出していただきます。

お気軽に、お問い合わせください。

鎌倉市 市民防災部 商工課 商工担当

✉ [shoko@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:shoko@city.kamakura.kanagawa.jp)



〒248-8686 鎌倉市御成町18-10  
TEL 0467-23-3000(内線2355・2356)

### (3) 商店会(商店街団体) アンケート(令和3年度(2021年度)実施)

市内 28 商店会(商店街団体)に送付、27 商店会(商店街団体)から回答有。

#### 【景況感について】

Q1.コロナ前と比較して、商店街への人の流れはどのように変化しているか

|       | 回答数 | 比率  |
|-------|-----|-----|
| 減っている | 26  | 96% |
| 変わらない | 1   | 4%  |
| 増えている | 0   | 0%  |
| その他   | 0   | 0%  |

Q2.コロナ収束後に商店街全体で想定される課題は

|       | 回答数 | 比率  |
|-------|-----|-----|
| ある    | 14  | 52% |
| 分からない | 5   | 18% |
| ない    | 4   | 15% |
| 無回答   | 4   | 15% |

Q3. Q2.で「ある」と回答した場合、どのような課題が想定されるか

#### <集客に関して> 10 商店会(商店街団体)

- ・イベント等の取り込み
- ・集客をともなうイベントに関して
- ・集客イベントの企画立案
- ・商店会として収束後の盛り上がり(イベント)をどうするか。会員同士の結束または、懇親会はいかにするか。
- ・街路灯修繕積立金、イベント・セール等の資金 他
- ・コロナ前までの回復、または成長が望めない
- ・活性化
- ・コロナ前の商店街に100%戻れるのは難しい 70%~60%くらい?
- ・利用客離れ
- ・落ち込んだ夜の来客の回復

#### <会員数等> 2 商店会(商店街団体)

- ・会員の入れ替わりが増加、入退会などの対応)
- ・域内ビルの建替えに伴う会員店舗数の減少

#### <その他> 2 商店会(商店街団体)

- ・各商店が広い範囲に分散して点在しているため、統一感を出しにくい
- ・歩道の整備、緑化もうすこし進めたい



【商店会(商店街団体)の実態について】

Q4.貴商店会(商店街団体)のイメージや目指す姿をひとことで表すと

- ・古都のイメージを生かした魅力ある商店会
- ・八幡宮の参道をかこむ内前町
- ・地元客、観光客共に足を運ぶ
- ・あたたかい、いやされる、ゆったりできる街並
- ・駅近
- ・「由比ガ浜は1日にして成らず」
- ・住民との共存
- ・和
- ・門前街
- ・古い商店と新しい商店との共存繁栄
- ・鎌倉の隠れた観光スポットに点在しているので、地域全体のイメージアップを図る
- ・商店街活性化
- ・以前は、湘南のアメ横、今はふれあいロード、人と人が再会できる商店街
- ・元気
- ・衣・食・住 と 医(療)・職(人)・充(実生活)のニーズに応えます
- ・今現在、営業している店が少しでも長く営業できれば
- ・江ノ電としらすの町
- ・助け合い
- ・通年で活気のある商店街
- ・JR跡地の開発に伴い古い商店と新しい街が一体となる商店会
- ・一体感

Q5.商店街エリア内店舗数

|                     | 回答数   |
|---------------------|-------|
| 商店会(商店街団体)加入している店舗  | 1,855 |
| 商店会(商店街団体)加入していない店舗 | 428   |
| エリア内店舗計             | 2,283 |

Q6.令和2年4月～令和3年3月の新規出店について

|          | 回答数 |                      | 店舗数 |
|----------|-----|----------------------|-----|
| 新規出店があった | 19  | 新規出店の店数              | 91  |
| なし       | 3   | うち商店会(商店街団体)に加入した店舗数 | 44  |
| 不明       | 1   |                      |     |

Q7.令和2年4月～令和3年3月の廃業店舗について

|          | 回答数 |                 | 店舗数 | 比率 |     |
|----------|-----|-----------------|-----|----|-----|
| 廃業店舗があった | 20  | 廃業店舗数           | 89  | /  |     |
| なし       | 3   | うちコロナの影響の店舗     | 34  |    | 38% |
| 無回答      | 3   | 店主の高齢化・後継者不在の店舗 | 27  |    | 30% |
|          |     | その他(不明)         | 15  |    | 17% |
|          |     | 経営不振の店舗         | 13  |    | 15% |

Q8.商店街への集客の取組を行っているか

|        | 回答数 | 比率  |
|--------|-----|-----|
| 行っている  | 15  | 56% |
| 行っていない | 11  | 41% |
| 無回答    | 1   | 4%  |

Q9. Q8で集客への取り組みを「行っている」と回答した場合、どのような取組か  
(複数回答)

|                      | 回答数 | 比率  |
|----------------------|-----|-----|
| イベントやキャンペーンの実施       | 11  | 50% |
| HPやSNSでの広報           | 6   | 27% |
| その他                  | 3   | 14% |
| 商店会(商店街団体)グッズや新商品の開発 | 0   | 0%  |
| 無回答                  | 2   | 9%  |

<コメント>

- ・商店街マップ
- ・商店街マップを作成し、町内会組織に依頼して全戸 1,500 戸に配付
- ・独自に商店街マップを作成しました

Q10. Q8で集客への取り組みを「行っていない」と回答した場合、取組を行っていない理由  
(複数回答)

|                     | 回答数 | 比率  |
|---------------------|-----|-----|
| 取りまとめを行える人がいない、人手不足 | 7   | 39% |
| 資金不足                | 3   | 18% |
| その他                 | 3   | 18% |
| 無回答                 | 5   | 29% |

<コメント>

- ・資金を使用し、集客をして、利点のある店とない店があり会として不公平が生じるため
- ・皆で集まることができない
- ・コロナの中で無理に人を動かす必要はない。沈静化したら取り組みたい。

Q11. 商店街へ行きたくなる雰囲気づくりのための取組を行っているか

|        | 回答数 | 比率  |
|--------|-----|-----|
| 行っている  | 13  | 48% |
| 行っていない | 13  | 48% |
| 無回答    | 1   | 4%  |

Q12. Q11 で雰囲気づくりのための取り組みを「行っている」と回答した場合、どのような取組か  
(複数回答)

|  | 回答数 | 比率  |
|--|-----|-----|
| 歩道や街路灯の整備等                               | 9   | 35% |
| フラワーポッドやベンチの設置等                          | 5   | 19% |
| その他                                      | 4   | 15% |
| 商店街一体となった独自のおもてなしや設備(フリースペースや Wi-Fi 設備等) | 3   | 12% |
| 商店街にアーチやフラッグなどの設置により街を装飾するシテイドレッシング      | 2   | 8%  |
| 無回答                                      | 3   | 12% |

<コメント>

- ・地域の魅力を伝える動画を制作し、YouTube や HP で発信
- ・社会貢献事業、ボンボリによる雰囲気転換
- ・AED を 8 台設置して安心安全なまちづくりを展開

Q13. Q11 で雰囲気づくりのための取り組みを「行っていない」と回答した場合、取組を行っていない理由  
(複数回答)

|                     | 回答数 | 比率  |
|---------------------|-----|-----|
| 取りまとめを行える人がいない、人手不足 | 10  | 48% |
| 資金不足                | 4   | 19% |
| その他                 | 2   | 10% |
| 無回答                 | 5   | 24% |

<コメント>

- ・いま、必要を感じないため

Q14. 市の無料アドバイザー派遣を令和 4 年度に希望するか

|       | 回答数 | 比率  |
|-------|-----|-----|
| 希望しない | 16  | 59% |
| 希望する  | 8   | 30% |
| 無回答   | 3   | 11% |

【空き店舗について】

Q15. 商店会(商店街団体)エリアで1年以上借り手がいない店舗があるか

|         | 回答数 |
|---------|-----|
| ある      | 9   |
| 店舗数     | 23  |
| ない      | 13  |
| 把握していない | 5   |
| 無回答     | 0   |

Q16. Q15 で「ある」と回答した場合、空き店舗活用の計画はあるか

(「把握していない」と回答された商店会(商店街団体)もこの設問に回答されているため、回答数は「ある」と答えた方+「把握していない」と答えた方の合計数)

|                | 回答数 | 比率  |
|----------------|-----|-----|
| 空き店舗の利用は考えていない | 7   | 50% |
| 計画はないが、検討中である  | 3   | 21% |
| 具体的な計画がある      | 0   | 0%  |
| その他            | 0   | 0%  |
| 無回答            | 4   | 29% |

【今後について】

Q17. 今後、商店会(商店街団体)を存続させていくために最も必要なことは

(複数回答)

|                                   | 回答数 | 比率  |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 商店街自体の魅力アップ                       | 14  | 27% |
| 商店会(商店街団体)への加入促進                  | 11  | 21% |
| 個店同士の助け合い                         | 11  | 21% |
| 後継者の確保                            | 10  | 19% |
| 顧客に対する利便性の向上(宅配・配送サービス、手荷物一時預かり等) | 2   | 4%  |
| その他                               | 3   | 6%  |
| 無回答                               | 1   | 2%  |

<コメント>

- ・現在、旧態然とした商店会の存続を求め、実態にあった形にすること
- ・昔から住んでいる会員が2店だけ。役員のなり手がいない。
- ・鎌倉市の加盟店で使えるプリカやアプリでの買い物、ポイント等で促進

Q18.商業の振興や商店街の活性化のため、本市に期待すること

(複数回答)

|                                  | 回答数 | 比率  |
|----------------------------------|-----|-----|
| 街路灯等に係る維持管理費(電気料金)の助成            | 20  | 24% |
| 活性化事業(イベント等)に係る費用の助成             | 18  | 22% |
| 街路灯や防犯カメラ等の共同施設の設置に係る費用の助成       | 13  | 16% |
| アドバイザー派遣等によるソフト面の支援              | 9   | 11% |
| 困窮している個店に対する金銭的支援・融資             | 7   | 8%  |
| 助成内容の見直し、新規の補助金の創設               | 5   | 6%  |
| 商店会(商店街団体)活動の広報                  | 3   | 4%  |
| 他商店会(商店街団体)や地域と連携して実施する事業コーディネート | 3   | 4%  |
| その他                              | 3   | 4%  |
| 空き店舗対策                           | 1   | 1%  |
| 無回答                              | 1   | 1%  |

<コメント>

- ・アーチや街路灯の撤去費用の助成
- ・街路灯の老朽化による建て替え、修繕に対する補助制度
- ・AED 保守管理費用の全額補助
- ・助成金、補助金の手続きの簡略化、もっと自由に使えるようなもの

【市に対する意見】

- ・市役所の商店街担当が居ると助かります。旧鎌倉、大船合わせてかなりの数の商店街があります、せめて2~3人の方が窓口になってくれると全てのことがスムーズになると思う。
- ・商店会への資料が送られてきますが、それを各商店へ届けるのが大変です。商店街の立場をよく考えて、どうしたらいいか、行動をもっとはやくしてほしい。もっと緑がほしい。
- ・最近当振興組合は女性経営者が多くなりました。これからの商店街を継続、維持、発展を考えると熱意あふれる女性の力が必要です。女性理事が中心になり商店街の女性経営者の交流・情報支援・研修会等の場を提供できればと考えておりますが、どのようにしたら商店街活動に対して女性理事がやりがいや達成感を自覚してもらえるのか？色々アドバイスしていただければ幸いです。
- ・コロナで会費などは集金できず、商店会活動ができない。街路灯を改修したくても1/3の助成ではできない。
- ・東京などのきれいな商店街ではなく、昔ながらの雰囲気を感じさせる商店街をめざします。
- ・お客様も店主も老化してきたので、一日でも長くできればと考えています。
- ・長期間の宣伝(広告、口コミ、SNS)などの集客で売上を伸ばすことも大切ですが、短期集中での売上が定期的に考えています。そのため歳末に福引など当会はしますが、その際も高齢化のため役員だけが主になってしまい、負担が大きいです。鎌倉市で何か企画していただき、月替わりで各商店会に回っていただき、イベントを担って頂くと助かります。鎌倉市全域でできることはないでしょうか？昨年の縁むすびカードは大変良い企画だと思っています。このようなカードを全店で使えるようにして電子マネーの促進とかはできないでしょうか？
- ・第一種低層住宅専用地域(開発住宅地)において、メインストリート沿いの近隣商業地域に変更することにより開発住宅地の利便性を増やす。

(4) 鎌倉市テレワークに関するアンケート（令和3年度（2021年度）実施・抜粋）

抜粋

鎌倉市「テレワークに関するアンケート」調査結果

令和4年（2022年）1月27日 鎌倉市市民防災部商工課

鎌倉市「テレワークに関するアンケート」調査結果全文は、鎌倉市ホームページ参照

[https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/survey\\_telework.html](https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/survey_telework.html)



## <概要>

①目的 昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの企業でテレワークが導入されるなど新たな働き方が広く浸透していることもあり、コロナ禍でのテレワークの実施状況や課題等の把握をし、今後の施策の参考とすることを目的とする。

②対象 鎌倉市 LINE 公式アカウント登録者

1回目（10/12 11時）13,610人、リマインド時（10/15 15時）13,618人

③期間 令和3年10月5日（火）～令和3年10月11日（月）

④有効回答数 1,142人（回答率約8.4%）

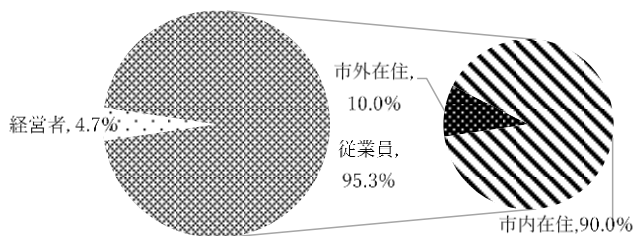
## <目次>

1. 回答者の基本情報について（P2～P3）
2. 経営者からの回答結果（P4～P7）
3. 従業員からの回答結果
  - （1）市内在住テレワーク市内実施者（P8～P10）
  - （2）市内在住テレワーク未実施者（P11～P13）
  - （3）市内在住テレワーク実施者と市内在住テレワーク未実施者の比較（P14～P15）
  - （4）市外在住テレワーク実施者（P16～P19）
4. 総括（P20～P21）

# 1. 回答者の基本情報について

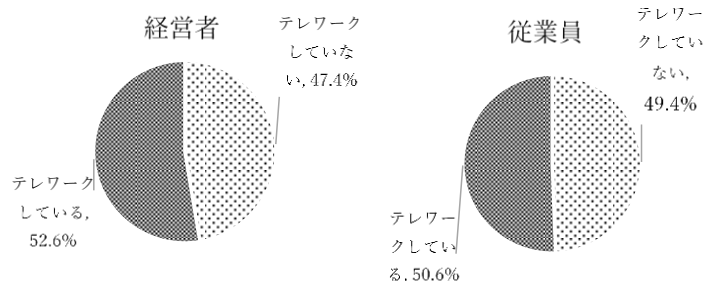
## (1) 回答者の属性

| 属性     | 回答数   |
|--------|-------|
| 経営者    | 57    |
| 従業員    | 1,085 |
| うち市内在住 | 977   |
| 市外在住   | 108   |
| 総計     | 1,142 |



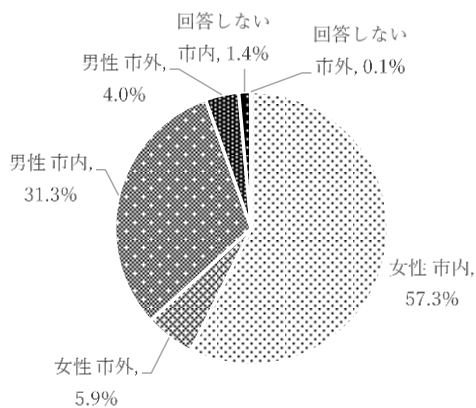
## (2) テレワーク導入状況

| 属性  | テレワーク | 回答数 |
|-----|-------|-----|
| 経営者 | している  | 30  |
|     | していない | 27  |
| 従業員 | している  | 549 |
|     | していない | 536 |



## (3) 従業員の性別・居住状況

| 属性    | 居住地 | 回答数 |
|-------|-----|-----|
| 女性    | 市内  | 622 |
|       | 市外  | 64  |
| 男性    | 市内  | 340 |
|       | 市外  | 43  |
| 回答しない | 市内  | 15  |
|       | 市外  | 1   |





## 2. 経営者からの回答結果（省略）

## 3. 従業員からの回答結果（省略）

## 4. 総括

### ●経営者（企業）のアンケート結果について

事務職、技術職等の職種を問わず広範な業務でテレワークを実施している現状があることから、職種ではなく企業としてリモート業務や ICT を活用する業務へ転換を図っているかどうか、テレワークの導入を大きく左右している。小規模企業においてもテレワークが積極的に導入されていることから、企業規模に関わらず、企業のテレワークへの理解促進とインフラへの支援によって、テレワークの導入率は伸びると思われる。また、行政の支援を必要としないテレワークに消極的な企業に対しては、積極的な姿勢を持ってもらうための事業者対象の説明会・勉強会や導入のための経済的支援等により、さらにテレワークが浸透する可能性がある。

### ●従業員のアンケート結果について

テレワークを実施する従業員の9割は、テレワークの実施場所が自宅のみのいわゆる「在宅勤務」を実施している従業員である。そうした従業員は、移動の負担削減等による時間の有効活用や生産性改善のためにテレワークを望んでいることから、テレワークの環境不足やコミュニケーション不足の解消等の課題解決ができれば、業務効率の向上につながると考えられる。一方、テレワークを実施していない従業員であっても、テレワークの環境不足に加えて、経営者の理解不足、従業員自身のスキル向上等の課題を解決できればテレワークを実施できる可能性のある層が存在しており、テレワークの推進に向け可能性が感じられる。また、テレワークを実施していない従業員にはテレワークに適さない職種に従事している人が一定程度存在しており、基本属性の観点では女性の占める割合が高い。テレワークの実施における性差の解消には、業務特性に応じたテレワーク可能な業務の切り出しや就職における性差の解消等が必要であると考えられる。

### ●鎌倉市のテレワーク施策について

鎌倉市の取組は浸透が見られてはいないが、観光やレジャーで訪れる場所という側面ではなく、豊かな自然が存在しているという側面が、魅力的であると感じるテレワーク実施者の割合が高いことが分かった。テレワークをする理由として移動負担軽減の占める割合の高さ等からは、職住近接のライフスタイルを求める従業員層の潜在性の高さが分かり、鎌倉市の進めるテレワークの普及啓発はテレワークができる生活を望む従業員の更なるワーク・ライフ・バランスの推進に寄与できるものと思われる。

以上

## 7 策定関連資料

### (1) 鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例・施行規則

○鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例

平成31年 3月28日 条例第36号

鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

**第1条** この条例は、本市の商工業に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鎌倉市商工業振興計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市商工業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 本市の商工業に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

**第4条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例施行規則

平成31年 3月28日規則第34号

鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例（平成31年3月条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鎌倉市商工業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

**第2条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

**第4条** 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

**第5条** 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**付 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 策定経過一覧表

| 年   | 月 日              | 内 容  |
|---|------------------|--|
| 令和元年<br>(2019年)                               | 10月3日(木)         | <b>第1回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・委員長及び副委員長の選任について<br>・委員会の所掌事項について<br>・鎌倉市及び関係団体の商工業振興施策について            |
|   | 12月18日(水)        | <b>第2回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・鎌倉の商工業を取り巻く現状と課題について<br>・鎌倉の商工業の将来ビジョンについて                             |
| 令和2年<br>(2020年)                               | 3月3日(火)<br>※書面開催 | <b>第3回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・鎌倉市商工業振興計画(第1次素案)について<br>(資料送付により意見聴取のみ)                               |
| 鎌倉市商工業振興計画推進委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休会しました。 |                  |  |
| 令和4年<br>(2022年)                               | 8月22日(月)         | <b>第4回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・策定スケジュールについて<br>・コロナ禍を踏まえた第2次素案の策定について<br>・第2次素案に対する意見聴取               |
|   | 8月23日(火)         | 鎌倉市議会市民環境常任委員会<br>・社会情勢の変化に対応する観光商工振興策について   |
|   | 10月28日(金)        | <b>第5回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・委員長及び副委員長の選任について<br>・第3次素案(諮問案)について<br>・第3次素案(諮問案)に対する意見聴取             |
|   | 12月6日(火)         | 諮問<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)(案)について   |
|   | 12月15日(木)        | 鎌倉市議会市民環境常任委員会<br>・鎌倉市商工業振興計画の策定状況について   |
|   | 12月20日(火)        | 政策会議<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の策定に係る意見公募手続の実施について   |
|   | 12月23日(金)        | 意見公募手続(パブリックコメント)<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)案に対する意見募集について(令和4年(2022年)12月23日(金)から令和5年(2023年)1月23日(月)まで) |
|   | 12月26日(月)        | 庁内意見照会<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)案に対する意見について(照会)(令和4年(2022年)12月26日(月)から令和5年(2023年)1月23日(月)まで)          |
|   | 12月26日(月)        | 鎌倉市議会本会議<br>・社会情勢の変化に対応する観光商工振興策について(市民環境常任委員会・所管事務調査中間報告)   |

| 年                | 月 日      | 内 容  |
|------------------|----------|--|
| 令和5年<br>(2023 年) | 2月2日(木)  | <b>第6回鎌倉市商工業振興計画推進委員会</b><br>・鎌倉市商工業振興計画(諮問案)に対する各種意見及び意見の反映状況について<br>・諮問に対する答申の内容について |
|                  |          | 答申<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)(案)について   |
|                  | 2月20日(月) | 政策審議会議<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の策定について   |
|                  | 2月27日(月) | 政策会議<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の策定について   |
|                  | 3月8日(水)  | 決裁(鎌商第1739号・鎌倉市長決裁)<br>・鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の策定について                                    |
|                  | 4月3日(月)  | 計画の開始  |

(3) 諮問・答申

鎌倉第 1317 号  
令和 4 年（2022 年）12 月 6 日

鎌倉市商工業振興計画推進委員会  
委員長 青山 和正 様

鎌倉市長 松尾 崇



鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）（案）について（諮問）

このことについて、貴委員会の答申を得たく、諮問いたします。

諮問事項

鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）（案）について  
（別添「鎌倉市商工業振興計画（働くまち推進計画）（案）」のとおり）

（事務担当：鎌倉市市民防災部商工課）

令和5年(2023年)2月2日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市商工業振興計画推進委員会  
委員長 青山 和正

鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)(案)について(答申)

令和4年(2022年)12月6日付け鎌商第1317号をもって諮問を受けました鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)(案)については、計画案を作成する過程において、鎌倉市商工業振興計画推進委員会の各委員から出された様々な意見、提案をできる限り計画に落とし込み、作成されたものであります。その後、計画案は、鎌倉市意見公募手続条例に基づく市民意見や市議会からの意見、庁内からの指摘等が反映され、更なる内容の充実が図られており、本日改めて委員会に提出された最終の計画案について、委員会として了承します。

鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)は、鎌倉市の最上位計画である第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の商工業及び労働に関する分野別計画であり、計画の推進に当たっては、庁内関連課の協力や、国・県等の行政機関、鎌倉商工会議所等の関係機関、地元金融機関及び地域の商店街団体等との連携が不可欠であることから、ご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本計画は10年間の長期計画であることから、毎年度、モニタリングを実施して、計画と実績の乖離などをチェックし、改善していくことが必要になりますので、今後の推進体制を含め、しっかりと進行管理を行い、「働くまち」の実現に向けて事業を推進されるよう求めます。

さらに、本計画は、商工事業者のためだけではなく、コロナ禍における新しい生活様式を経験し、自分たちのまちで住み、働きたいと志向する市民や鎌倉市で働く勤労者が、改めて自己のワーク・ライフ・バランスを整えることに着目し、豊かなライフスタイルの実現を目指すために、鎌倉市に合った企業や働き方(雇用)はどのようなものかについて、職住近接をキーワードにまちづくりの視点から見直したものです。したがって、計画の達成を目指すことはもとより、共にまちづくりの一員である市民、鎌倉市で働く勤労者及び商工事業者に対し、計画の周知を図り、ビジョンを共有していただけるよう、あわせて要望いたします。

そのほか、審議の過程において委員から出された次の4つの意見については、特に、答申の中で、意見を付すことといたしました。



1 商店街の個店に対する個別支援を行うことについて

これまで中小企業等（製造業、情報通信業及び自然科学研究所）を対象に行ってきた個別事業者への支援については、対象業種の範囲を広げ、商店街にある卸売業・小売業やサービス業等の個店に対しても、コロナ禍の影響により悪化した経営の回復に向けた支援や、営業努力による事業の拡充に向けた支援の実施について検討すること。

2 商店街団体への加盟店舗数を増やすことについて

展示販売、対面販売により顧客と個店との交流の基盤を担ってきた商店街のコミュニケーション機能を活かし、新規の出店や商店街団体に加盟していない個店に対し、加盟のメリットを示しつつ、個店同士が共存共栄の方向に進むことができるよう、関係団体との協議調整を図ること。

3 若年層を増やすための雇用の創出について

将来の鎌倉を支える若年層を増やし、転出に歯止めをかけるため、市内事業者とともに協力しながら、学生と企業とのマッチングや、市内雇用、地元雇用を推進すること。

4 鎌倉彫の技術の伝承とさらなる販路の拡大について

鎌倉彫の技術が将来にわたって伝承されるよう、異分野での活用について検討するとともに、販路拡大に向けて、これまでのマーケットにとどまることなく、海外に目を向けた事業展開を図ること。

今後においても、鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例に基づく本計画の推進について調査審議を行う中で、意見、提案を述べてまいりますので、ご留意くださるよう申し添えます。